

行政文書開示請求により開示された 50 校の校則の分析

目次	1
第1 校則総論	3
1 「校則」とはなにか、どうあるべきか	3
2 校則の目的・意義等の規定について	4
(1)校則の目的・意義の規定の有無	4
(2)目的・意義の規定の仕方	4
(3)〇〇校生としての誇り、責任、自覚	6
3 改定・廃止に関する規定	6
4 違反した場合の取り扱いについて	7
(1)特別指導の対象となる行為について	7
(2)特別指導の内容について	8
(3)特別指導の手続きについて	9
第2 服装等に関する規制について	9
1 人権の観点からの問題提起	9
2 項目別の調査結果	10
(1)服装規定の目的	10
(2)制服の定めと着用義務	10
(3)性別による区別および配慮について	11
(4)制服の形状について	11
(5)靴下・靴・下着など補助小物について	11
(6)防寒着や防寒小物についての指定	11
(7)化粧等について	12
(8)違反した場合の指導～買い直し、預かり、再登校	12
3 規定の仕方の問題点(具体例)	12
(1)規制目的が不明・不当なもの	12
(2)目的に照らして過剰なもの	13
4 考察	15

第3 頭髪に関する規定について	16
1 人権の観点からの問題提起	16
2 調査結果	16
3 具体例	17
(1)規制目的が不当ないし不明なもの	17
(2)男女で異なる規制	17
(3)過剰な指導	17
4 考察	18
第4 学校内及び登下校時の行為に関する規定(生活態度・礼儀作法)	18
1 人権の観点からの問題提起	18
2 調査結果	19
3 規制目的が不当ないし不明なもの	19
(1)生命身体の安全	19
(2)具体例	19
4 規定目的に照らして過剰な規制と思われる定め	20
(1)目的に照らして合理的か	20
(2)具体例	20
5 不明確かつ抽象的と思われる定め	21
(1)不明確、抽象的であることの問題性	21
(2)具体例	22
第5 部活動に関する定め	23
1 人権と部活動の関係	23
2 人権の観点から問題と思われる規定	24
第6 学校外での行動に関する規定	24
1 学校外での行動に関する規定	24
(1)すでに法令で規制されているもの	24
(2)学校生活そのものに必要な規律ではないもの	25
第7 生徒の意見表明を含む権利・権利行使の方法に関する規定	27
1 表現の自由	27
2 生徒の政治的活動について	28

【凡例】

本文中、法令名は次の通り表す。

- ・憲法 日本国憲法
- ・子どもの権利条約 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

なお、本文中の条約の条文の引用元は、日本ユニセフ協会抄訳による。

第1 校則総論

1 「校則」とはなにか、どうあるべきか

（1）各学校より開示された「校則」は、いずれも「校則」という名称で一つにまとめられた規程ではなく、「生徒心得」等から「台風等異常気象時における登下校について」「夏休みの心得」等々まで様々な名称が付された複数の規程の集まりでした。内容についても、広汎な事項について、多種多様で詳細なルールが定められていました。

（2）「在校生徒が遵守すべきとされる規律又は指針」¹の開示を求めたため、開示された「校則」には、「規則（違反した際に不利益な指導を受けるもの）」と「マナー・アドバイス（違反しても不利益な指導を受けないもの）」が混在しているものと思われます。校則の規定自体から、それに沿った指導がなされているのか疑問に思う規定も多くあり、実際に各学校において何をどこまで指導しているのかもわかりません。客観的にそのようなことが判断できない状況下で、そもそも「何が校則か」「校則とは何か」について教職員や生徒、保護者の認識が合致しているのかという問題があると考えられました。そこで、「校則」とは何かについて、人として誰にも認められる人権、さらには子どもであることから特に保障されるべき子どもの権利の観点から考えてみます。

（3）出発点は「子どもも一人の人、人権の主体である」ことと、学校が「子どもたちが集団で学ぶ場」であることです。子どもは権利の主体で

¹校則プロジェクトが行政文書開示請求を行った際に開示を求めた事項は、末尾に掲載している。

す。大人に管理される対象ではありません。子どもが一人の人であるということは、大人と同じように、「自由」が原則です。一方で、学校では一人一人の教育を受ける権利（学ぶ権利）も保障されなければなりません。そこで、「学校において一人一人の子どもが安心して安全に学ぶ権利を守るためのルール」としての自由の必要最小限度の制限は許容されます。これが校則です。

（４）必要最小限度の制限とは、学校での集団生活で、その制限が必要と認められ（目的）、制限の内容が適正である（手段）ことです。子どもの権利条約も「学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。（28 条）」、「教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。（29 条）」としています。

また、人権を制限するためには適正な手続によることが求められます。子どもであっても、その意見が聞かれ、年齢や発達に応じて尊重されなければなりません（意見表明権。子どもの権利条約 12 条）。それが子どもの参画を得た民主的なプロセスなのです。

他方で、「校則」のなかには、子どもの人権・権利を制限するのではなく、社会的なマナーとしてのアドバイスと考えるべきものもあります。それは本来子どもに対して強制してはならないものですから、そのアドバイスに従わないことを理由にペナルティを加えたりすると、そのこと自体が子どもの人権の侵害になることにも注意を払う必要があります。

2 校則の目的・意義等の規定について

（１）校則の目的・意義の規定の有無

生徒の知る権利、意見表明権の保障（校則に関する意見形成）のためには、何のために、なぜ校則として定めたのかという校則の目的と意義がわかりやすく生徒に示される必要があります。

開示請求の回答では、校則の目的・意義等について、「作成又は取得していない」とした学校も 10 校ありました。それ以外の学校でも、どこに校則の目的・意義が記載してあるのかわからない学校も複数ありました。

（２）目的・意義の規定の仕方

校則の目的・意義の規定の仕方としては、①生徒心得の冒頭部分で前文を設け「～のため定める」と目的を明確にしているもの、②教育目標に続き生徒心得を掲載し、教育目標達成のために生徒心得を定めたことを暗に示すもの、③目的が示されていないもの（そのうち、生徒指導の方針は示しているものもある）がありました。

校則の意義・目的としては㊦校訓、教育目標を達成するため、㊧集団生活、学びの場であるためが多くみられました。しかしながら、それら校則の目的・意義と、その後に記載される生徒心得の関連性が必ずしも明らかでないものも多く見受けられました。

また、生徒心得に前文が設けられている場合であっても、前文自体が規範的（～しなければならない）であり、校則の意義・目的を示したものであるものも散見されました。

校則の目的・意義の説明には、以下のようなものも見られました。

- ・ 教育目標を達成するため、生徒は教師の指導に従わなければならないとし、生活目標を真摯に受け止めて行動することを求めるもの。
- ・ 教育基本法に倣って、「国家社会の有為な形成者となることを願って、生徒心得を定める」「国家社会の有為な形成者にふさわしい国民を育成する」とするもの。
- ・ 「国際社会で敬愛される日本人として」「国際社会の…日本人を育成する」等、「日本人」に言及するもの。

これらは、あたかも生徒たちが国策や教員の指導のもとに大人から期待される集団を形成することに力点が置かれているかのようであり、生徒個人の尊重や主体性、多様性を大切にする今日の社会で求められる教育とは逆行しているように感じさせられます。

他方で、

- ・ 「集団の中で個人の自由を最大限に保障するために規則が生じている」「（規定の目的は）集団生活の中でより高度の自由を育て、集団生活ひいては個々人の生活を豊かにしようとするところにある」
として、学校という抽象的な集団の秩序やイメージを維持することに傾きがちな校則を、集団の中の個人を守るために必要なものであると明確に位

置付けるものもありました。

先に述べたように、校則は「学校における一人一人の子どもが安心して安全に学ぶ権利を守るためのルール」であり、一人一人の生徒の権利を守るためにあることを明確に規定することが望ましいと考えます。

（３）〇〇校生としての誇り、責任、自覚

生徒心得では「〇〇校生としての誇りと責任を自覚し」等、学校への所属意識を持つことを求めると感じさせるものも多くありました。各学校ではその歴史の上に校風ができあがってきたことでしょう。しかし、集団に期待される「らしさ」に自分を押し込めることは、集団の同質化によって個人の尊重が損なわれるリスクがあります。他の学校と差別化を図るための教育目標として「こういう教育をします」という学校側の目標があるとしても「こういう生徒になりなさい」ということであってはならないはずです。

3 改定・廃止に関する規定

学則や生徒会会則の変更に関する手続きには言及されていても、生徒心得等校則の主な部分についての改定・廃止の手続きは、開示された校則の全部が定めていません。

しかし、生徒一人一人が権利の主体として大人と対等な存在である以上、校則の改定・廃止に生徒が参加（意見表明）する民主的な手続きが必要であり（子どもの権利条約 12 条）、その手続きをあらかじめ規定して生徒らに知らせる必要があります。意見表明の権利行使の方法を知らせないことは、権利行使の保障として不十分だからです。

校長が校則を制定する最終権限をもっている現状においても、生徒の参画を経て、校長が生徒たちの意見を発達に応じて適切に尊重し、「生徒の最善の利益」を考えて、校則の制定をするよう求められているというべきです。これまでの裁判例は、学校には必要な事項を校則等によって一方的に制定して生徒を規律する包括的権能があるとしています。しかし、校則の制定・改廃においては、単に学校側が自由に定めることができる（自由裁量）という意味ではなく、子どもの権利条約のもとで、生徒の意見表明と最善の利益を考慮して定めなければならないのです。

4 違反した場合の取り扱いについて

(1) 特別指導の対象となる行為について

特別指導の対象となる行為が定められている学校は相当数あります(50校中 39 校)。特別指導の対象となる行為をあらかじめ定めて公表することは、生徒にとって不意打ちにならないために必要なことです。校則の規定自体が不明確で対象となる行為といえるかわかりにくかったり、指導の基準が統一されていない等の問題も実際上学校現場で見られます。

そもそも、「校則は学校において一人一人の子どもが安心して安全に学ぶ権利を守るためのルール」であるのに、各校則に定められた特別指導となる対象は広過ぎると思われます。「安全に安心して学ぶ権利を守るためのルール」以外については、あくまで教員からのアドバイスなので、特別指導の対象とする必要はないでしょう。具体的には、多くの学校が特別指導の対象として下記に記載するような「法令に反する行為及び本校のルールを(大きく)逸脱する行為」を挙げていました。首肯できるものもありますが、疑問が持たれるものや注意が必要なものもあります。

【首肯できるもの】

- ・「授業妨害」 他の生徒の学ぶ権利を保障するため。
- ・「いじめ」「インターネット上の不適切な行為(誹謗中傷、個人情報漏洩)」
 - ▶他者の権利侵害であるため。ただし、「いじめ」がいじめ防止対策推進法の定義による行為をさすのであれば指導対象とすることが適切ではない場合もありえる。

【疑問がもたれるもの】

- ・「教員への暴言・非礼」「度重なる指導に従わない行為」「不適切な交友関係」
 - ▶いずれも価値判断を伴うものであり、判断が容易でない。
- ・「無断アルバイト」「4 ない運動違反」「カラーコンタクトの使用」等
 - ▶本来的に個人の自由で各家庭の判断に委ねられる事柄。
- ・「対人トラブル」
 - ▶様々な態様がある。特別指導の対象とするのは必ずしも適切とはいいがたい。

- ・「ビラ配布掲示」（社会や学校の秩序を乱す行為として）

- ▶表現の自由との関係で問題が生じうる。

- ・「高校生にふさわしくない行為」「高校生にあるまじき行為」

- 「その他校則に従わない行為」

- ▶特別指導の対象としては不明確。生徒一人一人の問題に対応するためには対象を一律に規定することは、指導を形骸化させる懸念もあるが、教員によって運用が異なる、生徒に不意打ちにならないような運用も必要。

また、いくつかの学校が特別指導については懲戒が行われる可能性も記しながら、学校教育法施行規則 26 条 1 項 4 号において退学を行う要件とされる「学校の秩序を乱す行為」「生徒としての本分に反する行為」を掲げていました。確かに同施行規則はその文言を用いていますが、学校が「一人一人が安全に安心して学ぶ権利を保障する場」であることを明示したうえで、その権利を侵害する行為とすればより明確でしょう。

なお、特別指導の基準が生徒あてに示されるのではなく、保護者あてに示されている学校もありましたが、生徒に対しても示される必要があることは言うまでもありません。

（２）特別指導の内容について

特別指導の内容については、「謹慎・校長訓戒等」のみ記載している学校や、それに加えて別室指導等が掲げられている学校もありました。

また、特別指導を「行為の内容に応じて、学校や自宅において、必要な期間、生活の見直しのために反省をしてもらう指導」「反省と規範意識をはぐくむ機会を与えることを目的として教育上必要な指導」と説明している学校もありました。

さらに、特別指導に該当しない軽微な違反行為に対しては、保護者同席の上で生徒指導主事や学年主任による注意が行われることが明記されていたり、スマホ預り、遅刻指導、頭髪の黒染め指導、制服の買い直し指導等、日常的な違反に対する指導が定められているものもありました。スマホ指導や遅刻指導においては段階的指導が多く用いられているようです。

また、無許可で自動車学校に入校すると自動車学校通学取消を含む厳し

い指導が行われる学校もありました。

なお、特別指導のうちの「登校別室指導」の内容（注意事項）を生徒に説明するプリントが存在する学校もありましたが、登校別室指導を受けることになった生徒にだけ内容を知らせる、配布するのではなく、生徒の予測可能性が求められることからすれば、事前に全生徒に知らせておくことが必要です。

（３）特別指導の手続きについて

特別指導を行うにあたっての手続きは明示されていないところがほとんどですが、１校のみが「特別指導は、生徒指導部会・生徒指導委員会において審議し、校長が決定する」として手続面について言及していました。何らかの規則違反を認定し、特別指導を行うのであれば、生徒に告知聴聞の機会（学校が違反と認定した事実を伝えて、生徒が反論や反証する機会）が与えられ、手続きが適正に行われることが求められるので、手続きをあらかじめ定め、周知する必要があります。

第２ 服装等に関する規制について

１ 人権の観点からの問題提起

校則には、制服の着用をはじめとした服装等に関する規定があります。高校生というと制服姿が連想されるように、服装等に関する規定があることが当たり前のように思われているかもしれません。これまで日本の中学や高校では、制服は所属している学校を示す機能や、日々の服装選択に悩む必要がなく礼服としても使用できる利便性もあって、社会的に容認されてきたといえます。

しかし、人権の観点からみると、どのような服装をするか、そしてその服装をどのように身に着けるかは、自己表現や身体の保護機能等の面から、本来、着用者の自由が保障されるものです。

まず、服装は、自分がどんな人間であるか、どんな自分として見られたいかを表す自己表現の手段のひとつです。確かに、服装自体には、歴史的にジェンダーに関わるもの、個人のアイデンティティに関わるもの（民族衣装等）、TPOを示すもの（礼服等）など、個人の自己表現手段以外にも様々な意

味合いがあるものがあります。しかし、そのような服装であっても、それを身に着けると決めたときには、それは、どんな自分であるかを自分で決める着用者の自己決定権（憲法 13 条）の中身であり、表現の自由（憲法 21 条）で守られるものです。

また、身体の保護機能からみると、服装には暑さ寒さなどから身体を保護する役割があります。身体を十分に保護できるか、健康を害さないかという点で、個人の健康状態にあった装いを選択することは、生命（健康）に対する権利（憲法 13 条）として保障されるべきものといえます。

服装にかかる自己決定権や表現の自由を制約する規定について、制約の必要性やそれに適った制約か（目的と制約の関係性）、制約の内容としても相当の範囲であるか（違反した場合の指導内容も含む）という観点から、開示された校則を検討します。

2 項目別の調査結果

（１）服装規定の目的

服装規定には、個別の規定の前に「高校生らしい」「質素・端正・清潔を旨とする」「いたずらに流行を追わず、華美にはしらない」「品位を保つ」ことを目的として掲げる定めが多くみられました。これらは抽象的で、見る人の価値観に左右され、基準としては曖昧です。曖昧な基準では何が指導対象となるか分かりにくく、公平な運用が難しくなります。

また、なぜ質素であることや華美でないことが求められるのか根拠もはっきりしません。服装に関する規定も、学校において一人一人が安全に安心して学ぶために必要とされるのかという観点から考えることが必要です。

（２）制服の定めと着用義務

制服の定めは、調査対象校全てにおいて存在しました。もっとも、中には私服通学が認められている学校もあり、定めがあっても着用義務まではないところもあるようです。他方、7割超の学校で規定の服装ができない場合に異装届の提出を求める内容が見られ、これらの学校においては、制服着用が義務となっているようです。しかし、制服を一律に定める目的や意義が記載されたところはほとんどありませんでした。

（３）性別による区別および配慮について

制服のデザインを男女別で定める学校は６割程度だった一方、性別ではなくＡ・Ｂなどの型式で区別する学校がありました。また、スラックスやスカートの選択を可能とするブレザータイプへの移行が進んでいるようでした。これらの背景には、性の多様性への理解の要請があると見られます。

制服選択は戸籍上の性別によることなく、性自認ないし性表現が戸籍と合致しない子どもも含め、自己決定権が守られ、安心して学校生活を送れる選択ができるようにすべきです。また、制服自体が性の多様性に対応しているだけでなく、現実には性の多様性について理解のある環境があり、当事者が導入しやすくなっていることが大切です。

（４）制服の形状について

６割超の学校で、スカート丈に関する定めがありました。ほとんどの場合、丈を短くすることを禁止する内容となっています。一方、スラックスに関しての定めは少なく、裾幅やタックの数などの指定がわずかにあった程度でした。制服の改造を禁止する内容はみられました。

（５）靴下・靴・下着など補助小物について

靴下に関する規定も、丈や色の指定、ワンポイントの可否など細かい規定が多数の学校でみられました。丈については約４割の学校で指定があり、その内容もまちまちでした。タイツ・ストッキングも含め、色の指定や柄の禁止を規定する学校は６割超に上ります。

下着についての言及も２割程度の学校でみられました。下着の色指定、柄の禁止、制服からはみ出し禁止などです。透過防止等の趣旨の記載があるものもありました。

（６）防寒着や防寒小物についての指定

防寒着の着用時期を限定する規定は約４割の学校にあり、着用する防寒着について予め学校の許可を求めるもの、種類を限定するものなど、防寒着について指定する学校が半数程度ありました。形や素材について「華美でない」「高校生らしい」ものを求める内容が多くみられました。

防寒小物（手袋、マフラー等）についても６割を超える学校で言及があり、「華美でない」ことを求める内容が多くみられました。防寒着および

防寒小物については、制服と異なり指定品がないことからより一層「華美でない」「高校生らしい」といった形で規定されているようです。

しかし、防寒着は、その名のとおり防寒のためであり、寒さの感じ方、寒さへの耐性などもそれぞれ異なります。健康を維持し、健やかに過ごすことは、人権としてとても大切なことですし、自己の健康管理を学ぶことも大切です。

(7) 化粧等について

化粧を禁止と定めるところも多く、7割超の学校で規定がありました。ピアスや装飾品も禁止されている学校が多くありました。

化粧については、「高校生だから」というだけで禁止が当然視されているようです。しかし、化粧も自己表現の一つです。また、コンプレックスの解消に役立つ場合もあります。体育や部活動等でアクセサリーがケガの原因となることを避けるために禁止するのは、「学校における一人一人が安全に安心して学ぶ権利」を守るために必要なことです。しかし、それ以外の場面で一律に禁止する必要はありません。盗難や他のトラブルが生じることを懸念するとしても、その事案に応じたアドバイスや対応をすることが適切でしょう。

(8) 違反した場合の指導～買い直し、預かり、再登校

制服の改造をはじめとする服装規定違反では（ピアスやネックレス、化粧などを含む）、違反物を学校預りとする規定が見られます。また、違反が続く場合には「正してから登校」を求めるとの規定が見られました。しかし、「学校において一人一人の子どもが安心して安全に学ぶ権利」を守るために必要かという観点からすると、登校を制限するという指導は、学ぶ権利自体を侵害してしまうこととなります。学校としては、生徒間の競い合いが加熱することを心配しているのかもしれませんが、制服等に関する規制は本来アドバイスであるべきですから、制服の買い直し指導、預かり指導や登校制限は適切ではないでしょう。

3 規定の仕方の問題点（具体例）

(1) 規制目的が不明・不当なもの

- ・中学校の防寒着の着用は認めない

- ・原則兄弟以外からの制服の譲受を禁止する。譲り受ける場合は必ず生徒指導部の許可を得る。

▶制服の存在意義に経済的な理由も含まれるとするならば、むしろ交換会や譲受を承認し、中学校の防寒着の使用も認めるべきでしょう。

- ・コート 黒色・紺色・茶色・グレー・ベージュの無地。
- ・ジャンパー、パーカー等は不可。ダウン素材の着ぶくれするものも不可。
- ・コート、ウインドブレーカーは、学年指導担当教諭に届け出て許可を得る。
- ・コート許可願に記載の上、実物を持参し担任・学年の生徒指導部員に届け出て確認を受ける（注：許可期間は卒業までであり、事実上1着）。
- ・室内でのひざ掛け、マフラー等の使用は不可。

▶寒さに応じて自由に着用を可とすべきでしょう。

- ・防寒着等は、昇降口で着脱を原則とする。

▶礼儀上の意味だとしたら、教示するだけでよいでしょう。

（２） 目的に照らして過剰なもの

制服に当該学校に所属する者として身分を提示する機能があること等を考えれば、制服の定めに一定の合理性がないとはいえません。ただ、それでも、本来的に自由が必要とされる表現や自己実現といった権利との関係では、制約は「学校において一人一人が安全に安心して学ぶ権利を守るため」の最低限度であるべきです。学生の正装である制服の適切な着こなしを教えたいのであれば、規則ではなく、アドバイスとしてすればよいでしょう。以下、ジャンル別でまとめました。

ア スカートのさだめ

- ・ウエストを巻いたり、ベルトを着用したりしてスカートを短くすることを禁止
- ・スカート丈は、膝が隠れる程度。膝立ちをして、床に触れる長さ。
- ・上限は膝頭の中心、下限は膝下 10cm まで
- ・丈は膝の中心から上下 5 cm の間

▶盗撮などの性犯罪から保護する目的が考えられますが、危険性を伝えること、対策を施すよう助言することなどで足ります。

イ スラックスについてのさだめ

- ・ 腰履き禁止
- ・ 必ずベルトを着用。色は黒または茶

ウ 靴下のさだめ

- ・ 白・黒・紺の単色、ワンポイントは可。ラインは認めない。
- ・ 男子は、白・黒・グレー・紺、女子は、紺色または黒色（男女で差）」
- ・ くるぶしが出ない形状／くるぶし上10cm以上（くるぶし基準）。
- ・ ソックスは紺又は黒色無地のハイソックスとする。
- ・ 膝より下のもの。ルーズソックスは禁止。
- ・ ストッキングは装飾のない肌色で靴下を着用する。／タイツ等の上に靴下を着用することは禁止。（二重履きの要否）
- ・ ソックスは白色。防寒用のタイツ・ストッキングは肌色または黒とし、黒のときは黒の靴下を着用する。

▶いずれも「学校における一人一人が安全に安心して学ぶ権利」を守るのに必要とはいえず、アドバイスにとどめるべきことがらです。

エ 下着の制限

- ・ ワイシャツの下は、白色無地の肌着もしくはTシャツ。
- ・ インナーは、白・黒・紺・グレーの無地（ワンポイント可）とする。
- ・ 色・柄が透けない。
- ・ 胸元、袖からはみ出さない。
- ・ 制服からはみ出すインナー類等の着用は禁止。不適切な着用を認めた場合は預かり指導する。

▶下着が透けないようにすることや、下着が見えないようにすることは一般常識として伝えることで済む内容です。預かり指導は過剰です。

オ 化粧

- ・ 化粧（色付きリップ、眉毛をかくことも含む）、アイプチ、マニキュア、指輪、ネックレス、ピアス（穴あけも不可）、カラーコンタクトなど、学校生活に必要なものは使用・着用しない
- ・ 化粧、指輪、ピアス等、学校に不必要なものは、その場で預かり指導（返却は年度末）とする。

<コラム> 届出制の問題点

① 異装届の提出

規定の制服を着用しないことを「異装」と定め、健康ややむを得ない事由で規定の服装ができない場合に異装届の提出や許可を求めるという規定が多数見られました。異装届の提出には保護者との連署を求める場合や、許可状の常時携帯を求めるものも見られました。異装届は、制服の着用義務を前提としていて、障害や疾病で既定の服装ができない場合に、他者と異なることを殊更に突きつけることとなります。

もっとも、先に述べたように、服装には歴史的にジェンダーと結び付いたものもあります（スカートやネクタイなど）。校則の中には、「心と身体の性に違和感があり、悩んでいる生徒については、十分に考慮した上で、個別に対応しますのでご相談ください。」と、生徒の性自認について、一定の理解と配慮をしている校則もありました。しかし、そのような場合に相談を要することとなれば、カミングアウトを強要することになります。制服はあくまで標準服であるとして一律着用でなければこのような問題は生じません。

② 自国の文化に関わる申告書

自国の文化に関わり、生徒心得に一致しない内容がある場合に、定めと異なることに関し要望を申告するものとされています。他の文化的背景をもつ生徒にとって、そのアイデンティティたる自国の文化を尊重するための制度が準備されている反面、わざわざこれをしないと受け容れられないと明示するものでもあります。多様な文化の尊重は大前提です。少数派に自らの正当性を主張させることが、多数派の暴力にもなり得ることの認識も必要でしょう。その上で、文化的背景に限らず、規定に負担を感じるものがある場合に、そのことを伝え別の対応を提案できる手段を用意することは、意見表明権の行使につながるものかもしれません。

4 考察

まず、学校では本来的に自由が認められるべき服装等について制約を課すことに疑問を持っていないようにみえます。

従来、高校生の制服が当たり前に受け入れられてきた背景には、高度成長に伴う社会のひずみのなかで学校が荒れた時期があり、規制で縛ることが必要とされたこともあるでしょう。その時代には、制服を着崩すことが、反抗の表明だったこともあるかもしれません。しかし、少なくとも現代においては、制服の着用を強制すること自体、既に、自由の制約であることを認識する必要があります。

学校に所属することと、一人ひとりを個人として尊重することも両立するものです。集団としての学校の評価は生徒自身にも還元されるものですから、生徒の判断を信頼してもいいのではないのでしょうか。

制服を今後も維持するとしても、「学校で一人一人が安心して安全に学ぶ権利」のために必要なルールかどうかできちんと区別し、それ以外はアドバイスであることを明記すべきでしょう。

第3 頭髪に関する規定について

1 人権の観点からの問題提起

髪型も、自己表現のひとつであり、自己決定権や表現の自由（憲法 13 条、21 条）、が保障されるものです。また、髪型は、歴史的に人種、民族、宗教にも関わることから、差別の禁止（憲法 14 条 1 項、子どもの権利条約 2 条）、信教の自由（憲法 20 条）、思想信条の自由（同 19 条）の観点からも保障されるものです。

また、服装同様に性の多様性への配慮が必要です。

髪型は、スタイリングで変更が可能な範囲以外、髪の長さや髪色、髪質などは、衣服とは異なり、場所や時間により容易に変更することが難しく、その制約は学校以外の場における自由にも影響が及ぶものです。このため、髪型などについては、衣服以上に自由が確保されるべきでしょう。

2 調査結果

ほぼ全ての学校において頭髪に関する規定が存在していました。その多くで「高校生らしい」「清潔な」「華美でない」髪型とされています。

男女別での規定がある学校も半数程度に上ります。特に、男子の長髪を禁止する内容が多く、眉毛や耳、襟にかからない長さなど、短髪であることを求めるものとなっています（長髪については指導すると明記したところもある）。髪型を男女で区別することは性によって差別することです。変容をみせつつある制服と異なり、頭髪に関しては、性の多様性への意識・配慮がほとんど及んでいませんでした。

また、ほとんどの学校で、脱色・染色・パーマ、エクステ等の技巧を禁止していました。脱色と染色に関しては、黒染め指導すると明記しているところ

ろもあるなど、かなり厳格な内容となっています。

しかし、そもそも髪色が黒であることを前提としていることも多様性尊重の観点からは問題があります。みんなと違うことを禁止するという対応は、排除につながり、いじめを生み出しかねません。

特殊技巧として、編み込み、ツーブロック、剃りこみなどの特定の髪型を禁止する規定もみられました。

整髪料、髪留め、ヘアピンやゴムについても使用や色などの種類にも1割程度の学校で制約があり、男女差があるものもありました。そのほか細かい規定も多く、頭髪については、本人たちの自由が原則とはされず、管理することが当たり前という学校の意識がうかがえます。

3 具体例

(1) 規制目的が不当ないし不明なもの

- ・ 高校生らしい・質素・地味・さわやかな髪型。
 - ▶「高校生らしい」「質素」「地味」「さわやかな」というのは、学校がよしとする価値観にすぎず、曖昧な基準です。
- ・ ツーブロックや編み込みなど奇抜な髪型は禁止。
- ・ 整髪料の使用禁止。
- ・ 黒・紺・茶のヘアピンないしゴム以外禁止
- ・ 男女とも前髪は眉毛が隠れない長さ。
- ・ 髪を縛る高さの上限は生え際と眉の中間点。
- ・ 脱色、染色、パーマなどの特殊技巧は禁止する。
 - 脱色・染色の違反者には黒染め指導を行う。

(2) 男女で異なる規制

- ・ 男子の長髪禁止（耳や襟にかかる長さは不可）
- ・ 男子のヘアピン・ゴムなど髪留めの使用禁止
- ・ 女子の後ろ髪は、肩より長い場合、ゴムで縛ってよい。

(3) 過剰な指導

- ・ 著しい頭髪の違反は、再登校指導の対象とする
 - ▶学校において一人一人の子どもが安心して安全に学ぶ権利を守るためのもの以外はアドバイスであり、再登校指導は、本人の勉学の機

会を奪うことになり学習権の侵害となります。

4 考察

頭髪についての規制は厳しいものとなっています。ほぼ全ての学校で「高校生らしい」「清潔な」髪型が求められていましたが、ここでいう「高校生らしさ」とは、高校生本人たちが思うものなのではないでしょうか。

そもそも、全体として、前提に、頭髪を自由にすると派手になる、という考えがあるようですが、そのロジックは必ずしもなりたちません。また、結果として、派手になったとしても何か困ること、勉強や生徒たちの安全に対する脅威にはなり得ないのではないのでしょうか。仮に、実習や体育の競技等で頭髪による危険が予測され「学校における一人一人が安全に安心して学ぶ権利を守るため」に一定の髪型を規制する必要があるとしたら、その場面に限定して髪型を規制すればよく、規制目的の明記も必要でしょう。

第4 学校内及び登下校時の行為に関する規定（生活態度・礼儀作法）

1 人権の観点からの問題提起

人は自由に行動することができます。自分がしたくないことを、誰かに命じられたとしても、その意に反してする必要はありません²。また、逆に自分がしたいことは、犯罪や他の人の権利利益を侵害する行為でない限り、その意思にしたがって自由に行うことができます³。

特に、子どもの権利条約31条は、休む権利を保障しています。休みたいと思った時には、学校や仕事に、無理に行く必要はないということです。憲法26条の教育を受ける権利も、教育を受ける主体である子どもに「学校に行く義務」を定めていません。

² 奴隷的拘束からの自由等（憲法18条、子どもの権利条約32条・35条・37条等）はその典型例です。

³ 思想及び良心の自由（憲法19条）、表現の自由（憲法21条、子どもの権利条約13条）や信教の自由（憲法20条、子どもの権利条約14条）、職業選択の自由、居住・移転の自由（憲法22条）、学問の自由（憲法23条）などが代表例です。

2 調査結果

今回の校則調査の結果、「スマートフォン等の校内使用禁止」「ガムや菓子の校内飲食禁止」「水分補給をする際の制限」「登下校中の買い食い・飲食店利用禁止」など、一般社会内では制限なく行える行為について、学校内や登下校時という理由で生徒の行動の自由を制限していると思われる規定が散見されました。

また、「皆勤賞を奨励」「遅刻の許可制」など、生徒の休む権利を制限すると思われる規定も一定数ありました。

3 規制目的が不当ないし不明なもの

(1) 生命身体の安全

行動の自由の中でも、自らの生命身体を守るための行動をすることの自由は、最高位の自由として保障されなければならないものであることは言うまでもありません。

一般社会内でそのように保護される生命身体の安全が、学校の中でも最も保護されなければならないことは当然です。

(2) 具体例

ア 「授業中の水分補給は、あくまでも急を要する水分補給が目的のため、体調に異変が生じるなどの場合に限る」「体育館の館内は原則として飲食禁止」という校則がありましたが、そもそも、水分補給は、熱中症などの体調不良を来たさないための予防的な行為です。体調に異変が生じた後では、遅いのです。そのような意味で、授業中かそれ以外かを問わず、子どもが適時に水分補給することを妨げてはいけません。

イ 「欠席・遅刻・早退は極力なくし、皆勤賞を目指しましょう」という校則がありました。子どもの権利条約 31 条は「子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。」としています。休む権利は、生徒の生命身体を守るために、とても大切な権利です。心や身体が辛いときには、迷わずに休めばいいのです。休むことは悪いことでも、弱いことでも、恥ずかしいことでもありません。

ウ 「保健室のベッド休養は 1 時間まで」という校則も複数校で見られました。確かに、保健室のベッドにも限りがありますから、みんなが休めるよ

うにしなければなりません。一方で、保健室のベッドはまさに休むために必要なものです。それを利用する時間を一律に限定することは、「休む権利」を十分に保障できません。他の生徒がベッドを必要としていない場合には、十分に体調が回復するまで、休養できるようにする必要があります。

4 規定目的に照らして過剰な規制と思われる定め

(1) 目的に照らして合理的か

校則の中にも、それを定めた目的に照らし合理的で正当と思われるものがあると思います。しかし、一部の校則は、その目的に照らして、必要以上の規制になってしまっているものがあります。本来、最大限保障されるべきなのが自由ですから、それが制限されることは必要最小限度でなければなりません。そのような校則に関しては、より制限的ではない方法で、もしくはもっと違う方法で、その目的を達することができるのであれば、その方が生徒の行動の自由をより守ることができるのです。

(2) 具体例

ア 「自分のH R教室以外の教室に立ち入らない」「昼食は自分のH R教室でとる」といった校則がありました。この規定の目的は一見して明確ではありません。思うに、物が盗まれたりすることを防止する目的であったり、一つの教室に集まってしまうことを防止する目的であったり、クラス内の交友を深める目的だったり、いろいろ想像できます。しかし、そのような目的を達成するためには、一律に禁止することまでは必要でないように思われます。例えば、盗難防止を目的とするのであれば、施錠をしたり、一人一人が物の管理をしっかりとすることで、その目的を達成することができるはずです。

イ 「携帯電話・スマートフォンの校内使用禁止」は多くの学校で規定されています。禁止される目的としては、SNS やゲームなどを校内でさせないようにすることや、写真への他の生徒の映り込みの心配でしょうか。そうであれば、校内ゲーム禁止や、校内で写真を撮影する際の注意の徹底で足りるものと思われます。そして、ここで侵害されている生徒の権利は「電子機器を使用する自由」と考えられます。昨今は小学校でもタブレットを使用して学習します。タブレット等の電子機器は学習にとっても必要なも

のなのです。

ウ 「駅及び周辺の売店で買い食いしない。駅構内、車内で飲食等しない。」

「登下校の途中で、好ましくない場所へ立ち寄ってはならない。」「登下校時、喫茶店や飲食店等に入ったりしない。」といった校則も多く見られます。

「不適切な場所」への立ち入りを規制する学校がほとんどですが、学校の体裁を保つためではなく、生徒の安全を守るためであれば、何が行われる場所が「不適切な場所」なのか、それは具体的にどんな場所なのかについて十分な説明やアドバイスが必要です。生徒の安全が問題になりそうな場所への立ち寄りを心配するあまり、登下校時に飲食店に寄ったり、飲食等することを一切禁止するならば、それは過剰な規制でしょう。

エ 「女子のみ冬期間の下校時間が早い（延長許可制）」「女子のみ下校時刻が30分早い」「最寄り駅から1年生は徒歩通学だが、女子の希望者は自転車通学許可」といった校則も少数ですが見られました。このような規定の目的は、「女子の方が男子に比べて腕力が弱く、犯罪被害などに遭わないようにするため」という心配によるものではないかと推察されますが、犯罪被害への懸念に性差はありません。そもそも、性別により差を設けることは、性の多様性の観点から問題があります。男子が女子より遅くても大丈夫、というのは合理的な区別とは言い難いと考えます。

オ 「自転車通学者は雨の日の自転車通学の有無にかかわらず、全員記名したレインコートを準備する」といった規定も相当な割合で存在します。レインコートの着用によって、傘さし運転を防止することが目的だと思われますが、傘さし運転は、道路交通法にも違反する危険な行為ですから、それを生徒にアドバイスすればよいと思われます。そもそも、雨の日には自転車ではなく公共交通機関で通学することを選択する生徒にもレインコートの用意を求める必要はないでしょう。

5 不明確かつ抽象的と思われる定め

（1）不明確、抽象的であることの問題性

校則のルールの中には、こういった場合にその校則に違反するのか一義的に判断できないものがあります。もし、その校則違反に何かしらの指導が課される場合には、校則に反したかどうかが一義的に決められないとい

うのは、不適切です（このことは、憲法では 31 条で罪刑法定主義が定められています⁴）。

また、不明確かつ抽象的な校則があると、生徒はそれに万が一にも反しないように、抵触する可能性のある行為を必要以上にやめてしまいます。それを萎縮効果といいます。そのような場合には、やはり生徒の行動の自由を必要以上に制限してしまうのです。

校則の問題の多くは、規定の曖昧さにあると思います。曖昧であるがゆえに、生徒が萎縮して、必要以上の制限がかかってしまい、その範囲はどんどん拡大してしまうのです。

（２）具体例

- ・ 集団生活を自覚し、合理的な行動を心がける
- ・ 正しく上品な言葉遣い
- ・ 職員・長上等に対して、その言動に礼を失しないよう心がけよう
- ・ 先生、外来者には礼儀正しく接する
- ・ 親しみと真心をもって挨拶を交わすこと
- ・ いたずらに流行を追い求めたり、奇をてらう服装や言動をしない
- ・ 風紀を害する言動を慎む
- ・ 「正しいマナーを実践」「正しい作法より」整える
- ・ 男女の交際は、高校生としての節度を保ち、他からの誤解を招かないように心がける。（※男女に限っていることについては、性の多様性 L G B T Q + への配慮がありません。）
- ・ 交際は、真心を基とし、友愛を持って行動すること。特に、異性との交際は、良識に則った高校生らしい明朗・清純なものであること
- ・ 前向きに生活する。
 - ・ 通学途上においては、交通マナー、車内道徳をよく守り、高校生とし

⁴ 罪刑法定主義とは、ある行為を犯罪として処罰するためには、立法府が制定する法令において、犯罪とされる行為の内容及びそれに対して科される刑罰を予め明確に規定しておかなければならないとする原則のことを言います。学校の指導は「刑罰」ではなくて指導ですが、不利益が課されるという意味では同様に考える必要があるでしょう。

ての品位を保つこと

- ・登下校の身だしなみ、振る舞い、マナー等で〇〇生の品位・品格が問われる、地元の方々から信頼を得られるよう、〇〇生としての自覚をもって、行動
- ・通学途中において、本校生徒の名に恥じる言動や態度をとらない。

<コラム>

校則として規定されているものの中には、「生徒心得」というような形で、ルール化する必要がないと思われるものがあります。

具体例は「挨拶、会釈をする」「放課は、次の授業の準備をする」「始業の合図で直ちに着席し、教科担任の先生を待つ」「教室の移動、体育時の着替え等は、速やかに行い、次の授業に遅れない」「学校の施設・設備等を大切に扱う」「授業の開始、終了の際は挨拶をする」「授業の開始、終了の際は、起立して礼をする」「教室・廊下等では静かに行動する」といったものです。これらは社会常識やマナーとして、生徒の皆さんに守ってほしいという学校からのアドバイスでしょう。

また、図書館やロッカーなどの使用に関して、様々な規制が見られます。例えば、図書館内に鞆を持ち込まないとか、スマートフォンを使用しないとか、ロッカーには教科書を入れてはならないなどです。このような規制については、本来的に生徒の自らの選択に任せるべき事柄であって、規制されるべきものではないように思います。

第5 部活動に関する定め

1 人権と部活動の関係

学校教育の基本的なルールを定めている学習指導要領では、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるものと位置づけられています。そのため、部活動は授業とは違って、必ずしなければならないものではないのです。部活をやってもいいですし、やらなくてもいいのです。部活で何をするのかも自由です。

したがって、生徒の自主性や自発的な参加が守られないような校則は、生徒

の自己決定権を侵害していると思われます。

2 人権の観点から問題と思われる規定

「全員登録」「1年生は全員登録」「原則1年間、同じ部」という校則を定める学校が、複数ありました。また、「原則複数の部活に登録できない。」

「原則変更できず、変更する場合は、部活顧問と担任の承諾必要」「定められた部活動の時間には正当な理由なく欠席してはならない」といった校則も見られました。

このような校則は、本来自主的参加のはずのものが、何らかの形で強制されているものです。高校入学直後は部活を通じて経験を増やしてほしい、交友関係を育ててほしいという学校側の思いが込められているのかもしれませんが、それは生徒に対してアドバイスをすればよいことで、部活動義務化が「学校における一人一人の安全に安心して学ぶ権利を守る」ために必要とは言えません。

第6 学校外での行動に関する規定

1 学校外での行動に関する規定

学校において必要とされるルールが「学校における一人一人の子どもが安心して安全に学ぶ権利を守るためのルール」であるならば、学校外の事柄は、本来、個々の生徒の自由（自己決定）にゆだねられるべきものです。したがって、特定の生徒の学校外の行動により、学校内での当該生徒及び他の生徒の権利利益を侵害するような例外的な行動に限って、その規制が正当化されるものと考えます。

また、生徒が成長発達の途中であるために自己決定のみに委ねられない場合には、生徒と保護者の対話によって決定されるべきです。子どもの権利条約も、「親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。(5条)」としています。

開示された校則の中には、学校外での行動に関する規定について、以下のような問題が見られました。

(1) すでに法令で規制されているもの

・23 時以降の外出禁止。なお、愛知県青少年保護育成条例で深夜徘徊となる

23 時より早い 21 時や 22 時以降の外出を禁止するものも散見されました。

- ・ 飲酒、喫煙、薬物使用、無免許運転、万引き、暴力等の禁止。

このようなルールは、校則で定めるまでもなく、生徒が守らねばならない社会のルールです。学校においては、校則で定めることでルールとして規制するのではなく、その危険性や不利益性を教育することにこそ、意味があると思います。

（２）学校生活そのものに必要な規律ではないもの

以下は、学校における一人一人が安心して安全に学ぶ権利を保障するために制限する必要性が見いだせません。

- ・ 4 ない運動

ほとんどすべての学校で「4 ない運動を遵守する」ことが求められています（免許を取らない、乗らない、買わない、乗せてもらわない）。4 ない運動についてバイクのみを記している学校も、運転免許の取得は 2 輪、4 輪問わず原則として禁止しています。例外的に第 3 学年の進路決定後等に運転免許取得願を許可された生徒のみが在学中に普通自動車免許の取得のための自動車学校入校が許されることがあります（自宅から学校への公共交通機関が限られた生徒に原動機付自転車の運転免許取得を許している学校や、郵便局等の就職先から自動二輪の免許を求められた場合に相談に応じるとする限られた学校を除き、取得が許可されるのは普通自動車免許のみです）。そして、違反した場合には、卒業まで学校が免許証を預かるとしているものもあります。

全国高等学校 PTA 連合会が昭和 57 年に「3 ない運動」を提唱したことや、愛知県内の県立高校では 4 ない運動を推進していることなどに触れている学校や、「生徒の在学中における免許取得の必要性はないとの判断により」、「バイクが危険な遊び道具となっており、学業放棄や非行を誘発」「高校生のオートバイ等の免許取得や購入は、社会的に理解できる健全な理由ではなく、乗り回すことが目的となり、自分を誇示するための手段となっている。」との一方的な価値観を 4 ない運動遵守を求める根拠として示しているものもあります。

学校によっては、事故を起こしたときに高額な賠償金を請求されるけれ

ども高校生には支払い能力がないことを4ない運動遵守の理由とするところもあります。このような懸念は理解できますが、自動車保険に適切に加入することで避けられるリスクであることを知識として与えるべきと考えます。

4ない運動が開始されたころとは生徒たちが置かれた状況も異なり、今日では暴走族等の非行行為はほとんど見られなくなるなど、規制の根拠となる事実も変化しました。運転免許を取得すること等が、一人一人が安心して安全に学ぶ権利の侵害につながることは想定しがたいでしょう。本来、運転免許取得が法で認められた年齢であるので、免許の取得やバイクの所有等は、生徒と保護者の話し合いにより、決定すべき事柄といえます。正しい交通教育を受け、免許を取得し、必要な補償が可能となる賠償保険に加入したうえであれば、安全にモータースポーツを楽しんだり、交通手段としたりすることを認めることができるでしょう。

・アルバイト禁止

ほとんどすべての学校が原則としてアルバイトを禁止したうえで、様々な条件のもと、許可を得た場合にのみ、アルバイトが許されるとしています。アルバイトを原則禁止とする理由については、アルバイトのメリットを認めつつも、「高校生活を学校での活動に全力で取り組むことで充実させてほしい。」、「アルバイトは生命の危険や非行のきっかけになるなど問題点も多い」、「アルバイトは生活の乱れ、無駄遣いにつながり、誤った安易な勤労観を形成することになりがち」、「労働災害保険が適用されなかったり、適切な措置にかけたりすることもある」などがあります。

確かに学校に、学校での活動に集中してほしいとの思いがあることは理解できます。しかし、生徒であっても労働の自由は保障されます（憲法 22 条）。また、今日の多様な価値観の下、学校のみを居場所とするのではなく、様々な居場所を持つことが生徒の助けになったり、成長につながったりすることがあります。許可を取ることでアルバイトが認められるとしても、許可を取るに際して家庭の経済状況等を教員につまびらかにしなければならないことは、プライバシー権にも関わります。もともと、学校外で行うアルバイトは、学校での安心して安全に学ぶ権利には影響はないの

で、本来的には生徒と保護者の話し合いにより決定すべき事柄です。仮に、アルバイトによって学校での学びに影響が出るような事態となれば、教員と生徒との対話により、アルバイトの在り方を見直すことができます。このような生徒と保護者、生徒と教員の対話を省略するために、校則をもって原則禁止とするのは、生徒の成長発達の機会を失わせることになり適切でないでしょう。

そのほかに、

- ・ 校外の団体に加入、又は行事に参加する場合に事前に許可を得る。
- ・ 学割が必要でない旅行であっても、事前に旅行届を提出。
中には、旅行届を提出して指導を受けるとするものや、目的、行先、日程のみならず経費等を詳細に記して届け出ることを求めるものもあった。
- ・ 外出するときの服装の制限（「高校生らしさを失わない身なり」、外出する際は高校生らしい服装）
- ・ 夜 10 時から翌朝 6 時までは、友人とのメールの交換・ラインなどの SNS の書き込み、投稿をしない。
- ・ 風紀を害すると思われる言動、書籍、新聞雑誌等の購読は慎む。
- ・ 風紀上好ましくない場所、不健全な場所に立ち入らない。

等がありました。「高校生らしい」や「風紀を害する」「不健全」等は基準として曖昧であるのみならず、これらも本来、生徒の自己決定や、生徒自身と保護者の話し合いによる判断に委ねられるべきことであり、仮に学校が生徒を心配する場面に出くわしたときには、アドバイス（教員との対話）をすればよいでしょう。

第7 生徒の意見表明を含む権利・権利行使の方法に関する規定

1 表現の自由

憲法 21 条 1 項は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」としています。ここでいう「表現」については、歴史的に政治と強く結びついてきました。つまり、政治に関する意見表明に、最大限の自由を保障しているのです。これを子どもの権利という観点から考えると、子どもが自分に関することには、自由に自分の意見を表明できることが、

憲法で保障されていると考えることができます。

子どもの権利条約も、「子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。(12 条)」、「子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。(13 条)」、「子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。(15 条)」とし、子どもの意見表明権、表現の自由、結社及び集会の自由が権利として保障されることをうたっています。

しかし、生徒の権利利益を制約する校則は、まさに生徒一人ひとりに関係のあることであるわけですが、開示された校則の中には、生徒一人ひとりの意見表明権を正面から保障するものではありませんでした。

他方で、「印刷物の発行・配布、ポスター等の掲示、校内で集会、校内で新しく団体を作る場合には、事前に許可を得ることを必要」と制限を課すものが多くみられました。生徒の意見表明の方法について一定の配慮を見せているように見えますが、そもそも「表現の自由」については、「許可制において不許可にすること」は、著しく例外的な場合でなければ正当化されません。また、どの規定も許可される基準が明確にされているものはなく、判断者によって許可の基準が異なったり、恣意的な判断がなされたりする恐れがあります。併せて、「表現の自由」については、不明確な規制は表現者に不当で過剰な萎縮を生じさせるので、許されません。学校内という掲示場所の有限性に鑑みれば一定の制限はやむを得ないところではありますが、複数の希望が重なったときの掲示場所や期間の調整程度で足りると考えるべきです。

2 生徒の政治的活動について

政治的活動の自由（上述のように憲法第 21 条第 1 項により保障されています）は、民主主義の基礎として必要不可欠な権利であり、選挙権の有無に左右されず、高校生であっても自らの思想信条に基づいて政治的活動を行う自由は、原則として認められなければなりません。

開示された複数の校則には

「① 教科・科目の授業、生徒会活動、部活動等の教育活動の場を利用して政治的活動を行うことを禁止

② 放課後や休日等に学校の校内において政治的活動を行う場合には、施設管理や他の生徒の学習活動、その他教育を円滑に実施するうえで支障が生じる場合は制限又は禁止する。

③ 放課後や休日等に学校の構外にて行われる政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、またその恐れが高いと認められる場合、あるいは自身又は他の生徒の学業や生活等への支障がある場合などは制限又は禁止する。」とするものや、

「個人、集団のいずれとしても政治活動をしてはならない」とするものが見られました。

後者の一律規制が過剰な規制であることは言うまでもありません。前者の規制は、文部科学省 2015 年 10 月 29 日付「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」及び 2016 年 1 月 29 日付「『高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について』 Q & A」を参考に定められたものと思われます。しかし、これらは、学校内における高校生の政治的活動については禁止又は制限が必要とし学校外における政治的活動についても暴力的・違法性あるいは本人又は他の生徒の学業や生活への支障等を理由に禁止・制限を可能としており、政治的活動の自由をきわめて限定的にしか認めていない点で問題があります。

政治活動の自由が民主主義の基礎として必要不可欠な権利であることから、開示された校則にある②については、「施設管理や他の生徒の学習活動、その他教育を円滑に実施するうえで支障が生じる場合」は限定的にとらえるべきです。また、③については、いかなる場合が「本人又は他の生徒の学業や生活への支障がある場合」であり、誰が何をもとにどのように判断するのか不明確であることから、生徒における萎縮効果が生じてしまう恐れがあることから、適切ではありません。「違法なもの、暴力的なもの、またその恐れが高いと認められる場合」に制限・禁止はあり得るとしても、教師が「本人又は他の生徒の学業や生活への支障がある」と感じた場合には、教師と生徒の対話こそが必要なのであり、対話のないルールをもって制限・禁止するのは単なる抑圧に終わることとなり教育的な効果は期待できないでしょう。

校則を行政文書開示請求で出してもらう際に 開示を求めた事項

I. 後記「対象高校」記載の高等学校における、令和4年度の、下記事項が記載された文書（生徒手帳、生徒心得をはじめ、配布プリント、許可証、届出等を含む）。

記

1. 在校生徒が遵守すべきとされる以下の事項に関する規律又は指針（いわゆる「校則」であるが名称はこれに限らない。）
 - ① 服装
 - ② 頭髪、眉毛、化粧等
 - ③ 所持品
 - ④ 学校内での生活態度、礼儀作法
 - ⑤ 学校の施設利用
 - ⑥ 部活動
 - ⑦ 登下校時の行動
 - ⑧ 学校外での行動（服装、立入禁止場所、門限、アルバイト、政治活動、宿泊、旅行等）
 - ⑨ 生徒の意見表明を含む権利、権利行使の方法
 - ⑩ その他①～⑨以外の生徒の学習又は生活に関する事項
2. I 記載の規律又は指針の目的又は意義等
3. I 記載の規律又は指針の改定又は廃止に関する手続
4. I 記載の規律又は指針に違反した場合の罰則等

対象高校《省略》

II. 令和3年6月8日以降に、貴委員会から、各教育事務所、各市町村教育委員会、学校（高等学校に限らない）、児童生徒及び保護者等に宛てて発出した校則に関する通達、通知、事務連絡等の文書

以上

校則見直しに関するアンケート調査（学校用）

本アンケートに対するご回答は、G o o g l e フォームにてお願いいたします。

G o o g l e フォームへは、以下の二次元コードを読み取って頂くか、以下のURL
からアクセスして頂きますようお願いいたします。

<https://forms.gle/HzfeSLxi7aDftvH18>



愛知県弁護士会 子どもの権利委員会

校則見直しに関するアンケート調査

貴校における校則見直しに関する以下の質問事項に、選択肢のあるものについては選択肢の番号を選んでいただき、自由記載の形式になっているものについては該当事項をご記入いただく形でご回答ください。

本アンケートへの回答結果は、ご回答頂いた学校名が特定されないようにした上で、当会が実施する校則に関するシンポジウム等に利用することがあります。

※貴校のメールアドレスをご入力いただくのは、ご回答いただいた内容をメールで自動返信するためです。

[Google にログイン](#)すると作業内容を保存できます。 [詳細](#)

* 必須の質問です

メールアドレス *

メールアドレス

学校名 *

回答を入力

Q1 2020年度以降に校則の見直し（変更、削除、新設のいずれでも）をしたことがありますか。

- ☐ ① はい
- ☐ ② いいえ

Q2 今後、校則見直しの予定はありますか。

- ☐ ① はい
- ☐ ② いいえ（Q1も「② いいえ」の場合はQ12へお進みください）

Q3 見直した又は見直しを予定している校則は、何に関する校則ですか
(複数回答可。その他場合は具体的に記載してください)

- ☐ ① 服装
- ☐ ② 頭髪、眉毛、化粧等
- ☐ ③ 所持品
- ☐ ④ 学校内での生活態度、礼儀作法
- ☐ ⑤ 学校の施設利用
- ☐ ⑥ 部活動
- ☐ ⑦ 登下校時の行動
- ☐ ⑧ 学校外の行動
- ☐ ⑨ 生徒の意見表明を含む権利、その権利行使の方法
- ☐ ⑩ 上記以外の学習、生活に関すること
- ☐ ⑪ 校則の目的、意義
- ☐ ⑫ 校則の見直しに関する手続き
- ☐ ⑬ 校則に違反した場合の取り扱い
- ☐ その他: _____

Q4 見直した又は見直しを予定している校則について、見直し前の内容と見直し後の内容を簡単に構いませんので、ご教示ください。

回答を入力 _____

Q5 校則を見直した又は今後見直すことになった理由を教えてください
(複数回答可。その他場合は具体的に記載してください)

- ☐ ① 文部科学省や教育委員会から見直しを検討するよう促されたから
- ☐ ② 生徒指導提要の改訂があったから
- ☐ ③ 生徒の権利が制限されすぎていたから
- ☐ ④ 校則の内容を明確にする必要があるから
- ☐ ⑤ 実際に適用されていない校則だったから
- ☐ ⑥ 指導の必要があるのに、校則には規定がなかったから
- ☐ ⑦ 生徒や保護者から要望が寄せられたから
- ☐ その他: _____

Q6 校則を見直すにあたって、困ったこと（現在困っていること）や時間を要したことはどのようなことでしょうか
(複数回答可。その他場合は具体的に記載してください)

- ☐ ① どの部分を見直しするかについての検討
- ☐ ② 見直し後の内容
- ☐ ③ 見直しのための手続きの検討
- ☐ ④ 生徒の意見聴取の方法検討と実施
- ☐ ⑤ 見直しに対して教職員の理解を得ること
- ☐ ⑥ 見直しに対して保護者や地域の理解を得ること
- ☐ その他: _____



Q7 見直しにあたって人権や生徒の権利について考える機会を設けましたか、または設ける予定ですか。

- ☐ ① 設けなかった
- ☐ ② 教職員のみ設けた
- ☐ ③ 生徒のみ設けた
- ☐ ④ 教職員、生徒ともに設けた
- ☐ ⑤ 教職員、生徒のみならず、保護者にも機会を設けた

Q8 校則の見直しにあたってどのように生徒の意見を聴取しましたか（聴取する予定ですか）

（複数回答可。その他場合は具体的に記載してください）

- ☐ ① 見直すべき校則の有無について生徒全員に意見を求めた
- ☐ ② 見直すべき校則の有無について、生徒会執行部等に意見を求めた
- ☐ ③ どんな内容に変更するかについて生徒全員から意見を求めた
- ☐ ④ どんな内容に変更するかについて生徒会執行部等に意見を求めた。
- ☐ ⑤ 生徒の意見を聴取する機会は特に設けなかった
- ☐ ⑥ 見直しを行ったことを生徒に周知し、理解を求めた
- ☐ その他: _____

Q9 生徒から聴取した意見を、実際の見直しにどのように反映させましたか（複数回答可。その他場合は具体的に記載してください）

- ☐ ① 生徒からの希望が多かったものについては見直した
- ☐ ② 生徒の意見は参考にしたが、どこを見直すかについては学校が決定した
- ☐ ③ 見直し後の内容について、生徒の意見を採用した
- ☐ ④ 生徒の意見は参考にしたが、見直し後の内容は学校が決定した
- ☐ ⑤ 生徒の意見は反映できなかった
- ☐ その他: _____

Q10 校則の見直しにあたって、保護者の意見を聞く機会を設けましたか。または設ける予定ですか。

- ☐ ① 設けた
- ☐ ② 設けなかった

（Q1で「① はい」と回答した場合にご回答ください）

Q11 校則を見直ししてみて良かったことを教えてください

（複数回答可。その他場合は具体的に記載してください）

- ☐ ① 分からない
- ☐ ② 学校の運営や生徒指導がしやすくなった
- ☐ ③ 校則を守ろうとする生徒の意識が醸成された
- ☐ ④ 教職員に生徒の権利保障についての理解が深まった
- ☐ ⑤ 生徒に生徒自身の権利や他の生徒の権利保障についての理解が深まった
- ☐ ⑥ 保護者に生徒の権利保障についての理解が深まった
- ☐ ⑦ 地域に生徒の権利保障についての理解が深まった
- ☐ ⑧ 生徒が自分の意見を積極的に発言できる雰囲気できた
- ☐ ⑨ 生徒が自身に関する事柄について主体的に参加する経験ができた
- ☐ その他: _____

(Q1及びQ2がいずれも「② いいえ」の場合にご回答ください)

Q12 貴校における、校則見直しに関する検討状況を教えてください

(その他場合は具体的に記載してください)

- ☐ ① 見直しについて検討したことはない
- ☐ ② 必要性はあると考えているが、具体的に検討したことはない
- ☐ ③ 教職員の間では見直しについて議論しているが具体化していない
- ☐ ④ 生徒や保護者から学校に対して校則見直しについて意見が出ているが具体化していない
- ☐ その他: _____

(Q1及びQ2がいずれも「② いいえ」の場合にご回答ください)

Q13 校則見直しの具体的予定がない理由を教えてください

(複数回答可。その他場合は具体的に記載してください)

- ☐ ① どこから手をつければよいかわからない
- ☐ ② どのように見直すかの内容について議論が深まらない
- ☐ ③ 教職員の理解が得られない
- ☐ ④ 生徒からの要望がない
- ☐ ⑤ 保護者の理解が得られない
- ☐ ⑥ 地域の理解が得られない
- ☐ ⑦ 検討する時間がない
- ☐ ⑧ 担当する教職員がいない(人手不足)
- ☐ ⑨ 生徒の意見を聴取する仕組み作りができない
- ☐ ⑩ 見直しの必要性を感じない
- ☐ その他: _____

(Q1及びQ2がいずれも「② いいえ」の場合にご回答ください)

Q14 令和4年12月の「生徒指導提要」の改訂を受けて、校則について取り組みを予定されていること、すでに取り組んだことはありますか

(その他場合は具体的に記載してください)

- ☐ ① ない
- ☐ ② 校則を学校ホームページなどで公開した
- ☐ ③ 校則の内容を冊子などにまとめて配布した
- ☐ その他: _____

(すべての学校に対する質問)

Q15 校則見直しをする場合でも、変更しない方がよいものがありますか

(複数回答可。その他場合は具体的に記載してください)

- ☐ ① 服装
- ☐ ② 頭髪、眉毛、化粧等
- ☐ ③ 所持品
- ☐ ④ 学校内での生活態度、礼儀作法
- ☐ ⑤ 学校の施設利用
- ☐ ⑥ 部活動
- ☐ ⑦ 登下校時の行動
- ☐ ⑧ 学校外の行動
- ☐ ⑨ 生徒の意見表明を含む権利、その権利行使の方法
- ☐ ⑩ 上記以外の学習、生活に関すること
- ☐ ⑪ 校則の目的、意義
- ☐ ⑫ 校則の見直し・廃止に関する手続き
- ☐ ⑬ 校則に違反した場合の取り扱い
- ☐ ⑭ 見直さない方がよいものはない(Q17へお進みください)
- ☐ その他: _____

(Q15で「①～⑬」と「その他」に回答された場合にご回答ください)

Q16 変更しない方がよいと考える理由を教えてください

(その他場合は具体的に記載してください)

- ☐ ① 他の生徒の権利を侵害する可能性があるから
- ☐ ② 学業に支障をきたすから
- ☐ ③ 学校の秩序維持が難しくなるから
- ☐ ④ 学校に対する保護者や地域の理解が得られなくなるから
- ☐ その他: _____

(すべての学校に対する質問)

Q17 校則を見直すにあたって(将来見直しするときに)学校の組織だけでは対応が難しいと思うこと(思ったこと)はありますか

- ☐ ① ある
- ☐ ② ない(Q19にお進みください)

(Q17で「① ある」と回答された場合にご回答ください)

Q18 難しいと思うのは見直しの手続きのどのような部分ですか

(複数回答可。その他場合は具体的に記載してください)

- ☐ ① 生徒の権利についての理解を深めるための教員向け、生徒向け研修
- ☐ ② 見直すべき内容の選定
- ☐ ③ 見直し後の具体的な内容の検討
- ☐ ④ 生徒の参画方法
- ☐ ⑤ 反対意見がある場合の対応
- ☐ ⑥ 行うべき具体的な手続
- ☐ ⑦ 見直し後の生徒、保護者、地域への周知の方法
- ☐ その他: _____

Q19 校則の意義について、生徒指導提要には「児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの」と記載されていますが、貴校においてはその具体的な内容をどのように考えておられますか

(主なもの3つまで。その他場合は具体的に記載してください)

- ☐ ① 学校の教育目標の実現
- ☐ ② 社会規範遵守についての意識を育てる
- ☐ ③ 学校の秩序を守ること
- ☐ ④ 他の生徒に迷惑をかけないこと
- ☐ ⑤ 地域や社会に迷惑をかけないこと
- ☐ ⑥ 学生らしさを保つこと
- ☐ ⑦ 学校のイメージを損なわないこと
- ☐ ⑧ 個人の権利(安心して過ごす権利、学ぶ権利等)を守ること
- ☐ その他: _____

Q20 校則見直しに関して、当会が教職員の皆様から直接、話をお伺いすることはできますか

- ☐ ① できる
- ☐ ② できない

回答のコピーが指定したアドレスにメールで送信されます。

送信

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。



このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 [不正行為の報告](#) - [利用規約](#) - [プライバシーポリシー](#)

Google フォーム

アンケート・インタビュー・ホットラインに関する報告 ～学校～

1 実施方法

(1) アンケート

令和5年6月、愛知県内の県立高校（全日制）50校にアンケートを送付し、各校からウェブ上で回答を得る方法で実施。

(2) インタビュー

上記アンケートにて「インタビュー可能」と回答のあった学校に対して、面談で実施。

(3) ホットライン

2023年6月25日（日）、「教えて！校則 ホットライン」と題して、相談料無料の電話相談を実施。愛知県外及び高校2年生以外の相談者も含む。

2 回答数

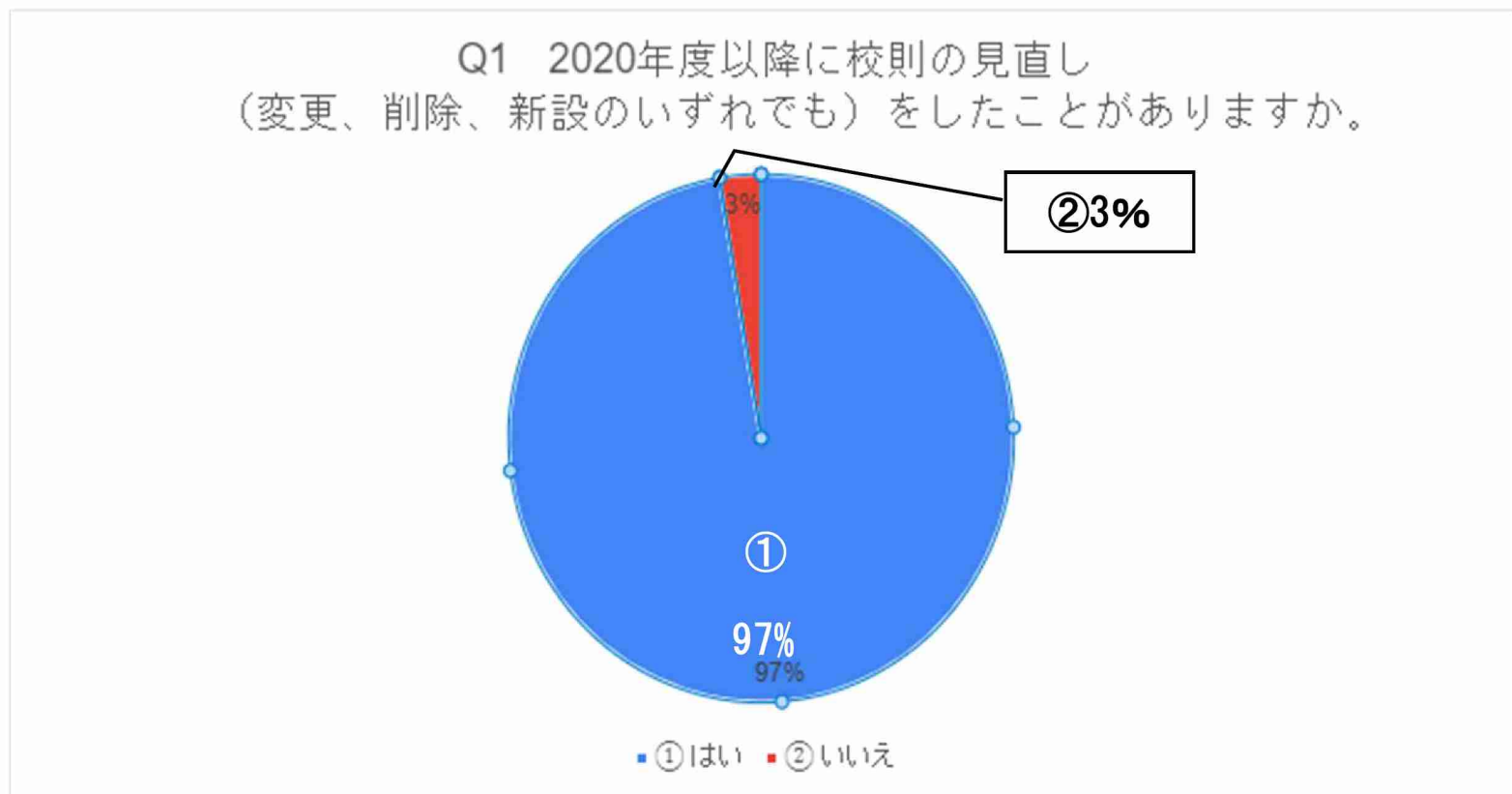
(1) アンケート

総回答数:38校

(2) インタビュー

実施数:5校

Q:2020年度以降に校則の見直し(変更、削除、新設等)



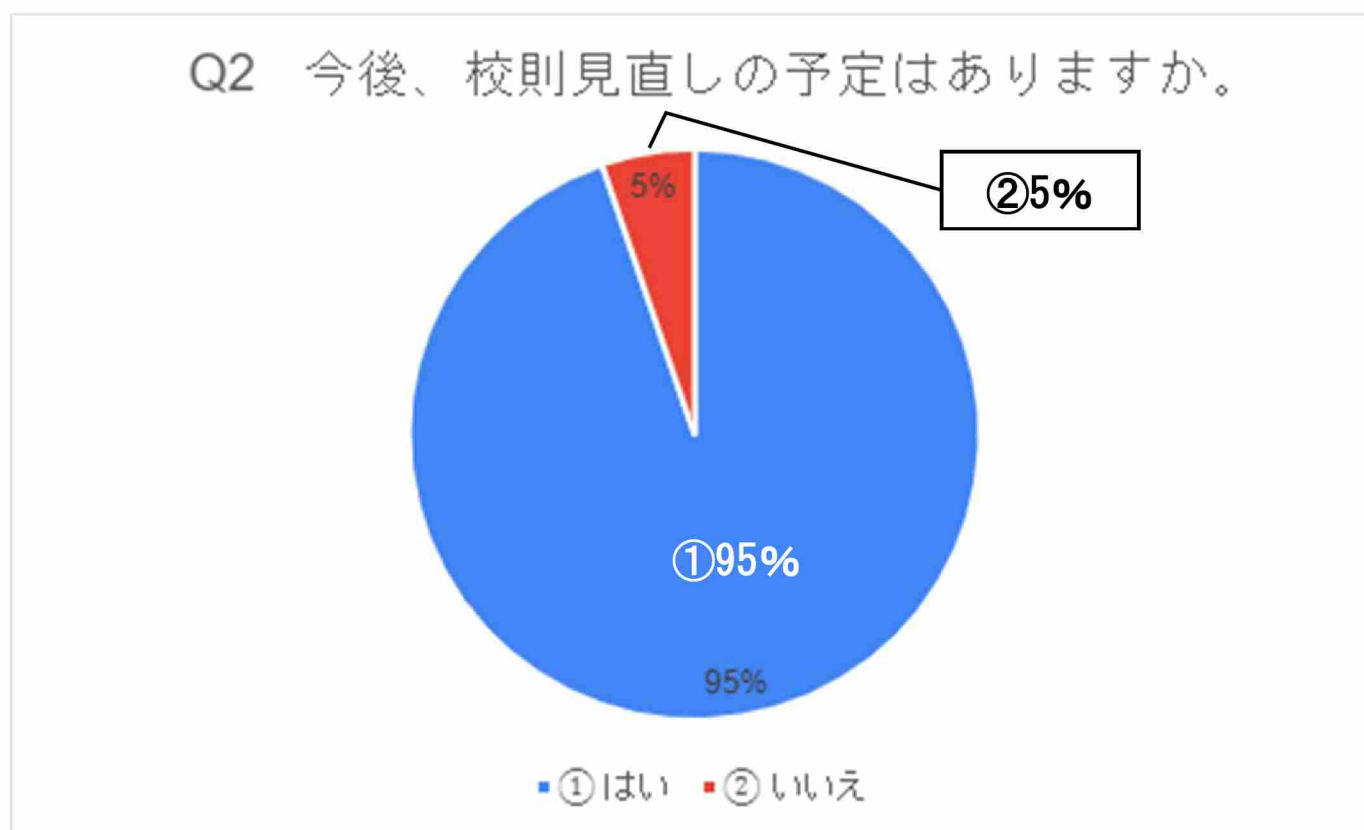
1 アンケート結果の分析

2020年度以降、校則の見直しについて関心が高まり、取組みが進んでいることが伺われる。

2 インタビュー結果

インタビューを実施した5校は全て見直し実施済みだった。

Q:今後の校則見直し予定



1 アンケート結果の分析

ほとんどの学校が2020年度からの見直しだけでなく、今後も見直しを行う予定であり、見直しに継続的に取り組む予定であることがわかった。

2 インタビュー

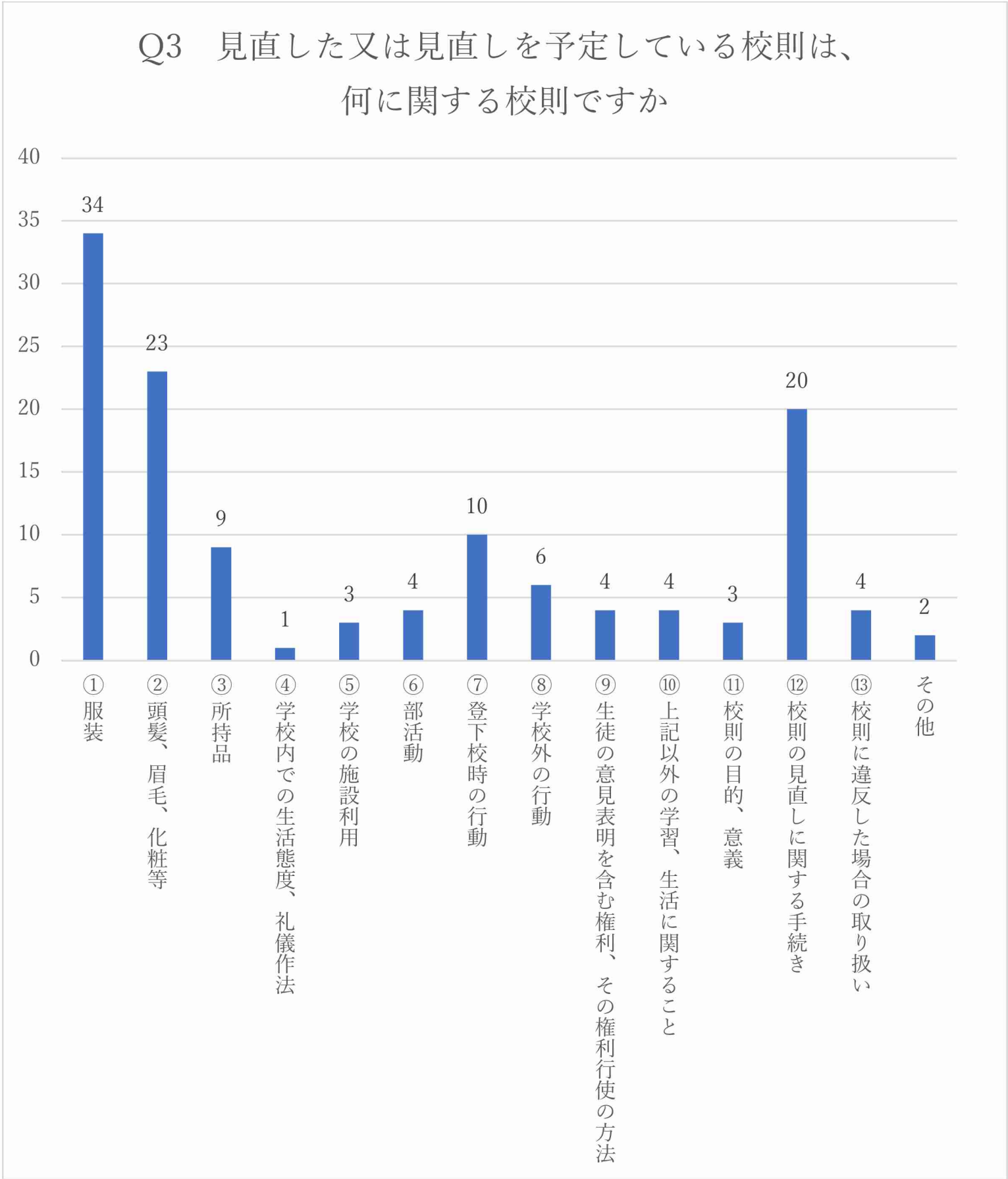
インタビューで聞かれた声

- 出来る部分から見直しをしていく形で進むため、今後も継続して見直しを進める。
- 一度に変えるのは難しいので、手をつけやすいところから徐々に変えている。
- 生徒が必要だと思うことをテーマに挙げて見直しを進めていくという取り組みなので、「見直しはずっと続いていくもの」という認識
- マイナーチェンジは毎年のように行っている。
- 見直す必要がない校則はないと思っているので、毎年確認していく必要がある。

分析

- 校則の見直しに「ゴール」はなく、今後も継続的に見直しに取り組む必要性があると捉えられている。

Q:見直した又は見直しを予定している校則



*複数回答可

1 その他の回答(各1校)

- スマートフォンの利用(1校)
- アルバイトに関する事項(2校)

2 アンケート結果の分析

- 服装や髪型等の外見に関する校則への取り組みが多くみられる。
- LGBTQ 等に関する近時の社会的な潮流を踏まえてか、服装や髪型について
の見直しが中心で生徒の権利保障に関する見直しは少数であることが分かる。

Q:見直し前の内容と見直し後の内容

Ⅰ 回答

- 更衣移行期間の廃止
- 防寒着に関する規定の見直し
- 休日の部活動による登下校時の服装(ジャージの許可)
- 携帯電話の取扱い(使用制限を緩和)
- 制服の男女で区別することを撤廃(女子にスラックスを導入等)
- 髪型の男女区別を撤廃
- ソーブルック禁止の廃止
- 髪留めゴムの色の自由化
- 校則を含めた学校生活に関するルールを議論・検討する組織と手順の整備
- 髪型について、前髪の長さ等は指定せず、「清潔感のある長さ」という表現にした(特殊な加工や整髪料禁止等は維持)
- 規定の改正又は廃止の手続を新設
- 自転車の種類撤廃
- 旅行届廃止
- 頭髪、靴下、下着に関する決まりを緩和
- アルバイトを許可制から届け出制に変更
- 学校行事でスマートフォンの利用を認める。
- ワークカジュアルデイ(私服)の導入
- 頭髪について、染色パーマ以外の規定は撤廃
- 自転車通学の許可条件を変更
- カーディガンの色指定の色を増やす。
- 頭髪について男女別をなくした。
- 抽象的な記述の修正

2 アンケート結果の分析

- 制服・髪型の男女差を撤廃した学校が多いが、LGBTQへの配慮が原因と思われる。
- 「女子にスラックスを導入」という見直しは、男子の選択肢は増えておらず、見直しとして不十分ではないか。
- 靴下やカーディガン等の色を増やすという見直しについては、色を指定する必要性が不明であり、形式的な「緩和」「見直し」にとどまっている可能性がある。
- 校則の改廃に関する規定が新設されたことは、学校が校則の内容だけでなく、見直しの方法や進め方等の手続面についても検討していることが伺われる。

3 インタビュー

インタビューで聞かれた声

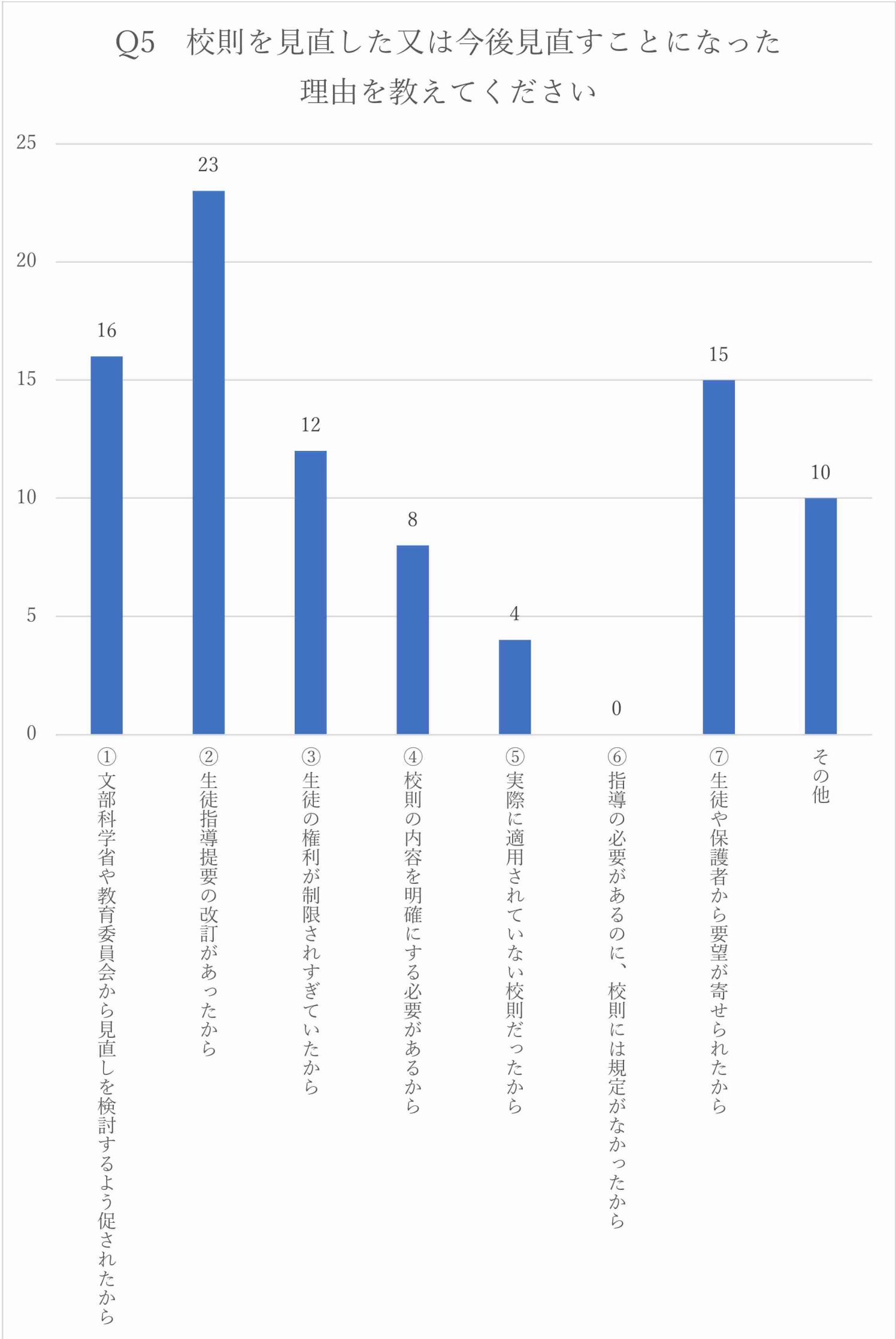
- 制服を変更し、選択を男女に関わりなくタイプから選択できるようにした。

- 私服の日の試行
- 防寒具の時期の撤廃
- スマホ利用（朝の登校後からSTまでとお昼休みに利用可能にした。授業後の使用は、下校が遅くなる生徒が出るおそれがあり、先生の許可があれば使用可能なので見送った。）
- スマホ利用（行事での写真撮影）
- 制服やセーターがあるため、パーカー、トレーナーの着用許可は見送った。
- 改訂についての手続
- アルバイトの許可制から届出制へ変更
- 髪型の長さの規定を撤廃
- 制服の男女共通化を予定している。
- 校則の文言は変えていないが、運用を変えた校則もある。
- ソーブロックにする際は、事前に相談するというルールに変更した。

分析

- 制服や髪型等の表面的に見える項目について取り組みがなされている傾向がある。
- 生徒自身の権利・自由を制限されていることの自覚のなさもあると思われるが、生徒の生活に直結しない項目は生徒自身が見直しの必要性を感じていない可能性がある。

Q:校則を見直した又は今後見直すことになった理由



*複数回答可

1 その他の回答(各1校)

- 「ルールだから」は通用しないから
- 気候変動への対応
- 県立高等学校長会の申し合わせに基づく
- 世の中の情勢に合わせたから

2 アンケート結果の分析

- 生徒指導提要の改訂を含め、教育行政からの要請があったことがきっかけになった学校が多い。
- 生徒や保護者の間にも、校則見直しを学校へ要請する雰囲気ができている可能性がある。
- 過去の情勢に基づく校則がそのまま残っていたことが伺われるが、これまで校則の必要性や目的が吟味されていなかったといえる。
- 校則について「ルールだから」というだけの説明で生徒に守らせることが難しくなっており、内容を明確化したり、時代に合わせて変更する必要性を学校が感じていると思われる。

3 インタビュー

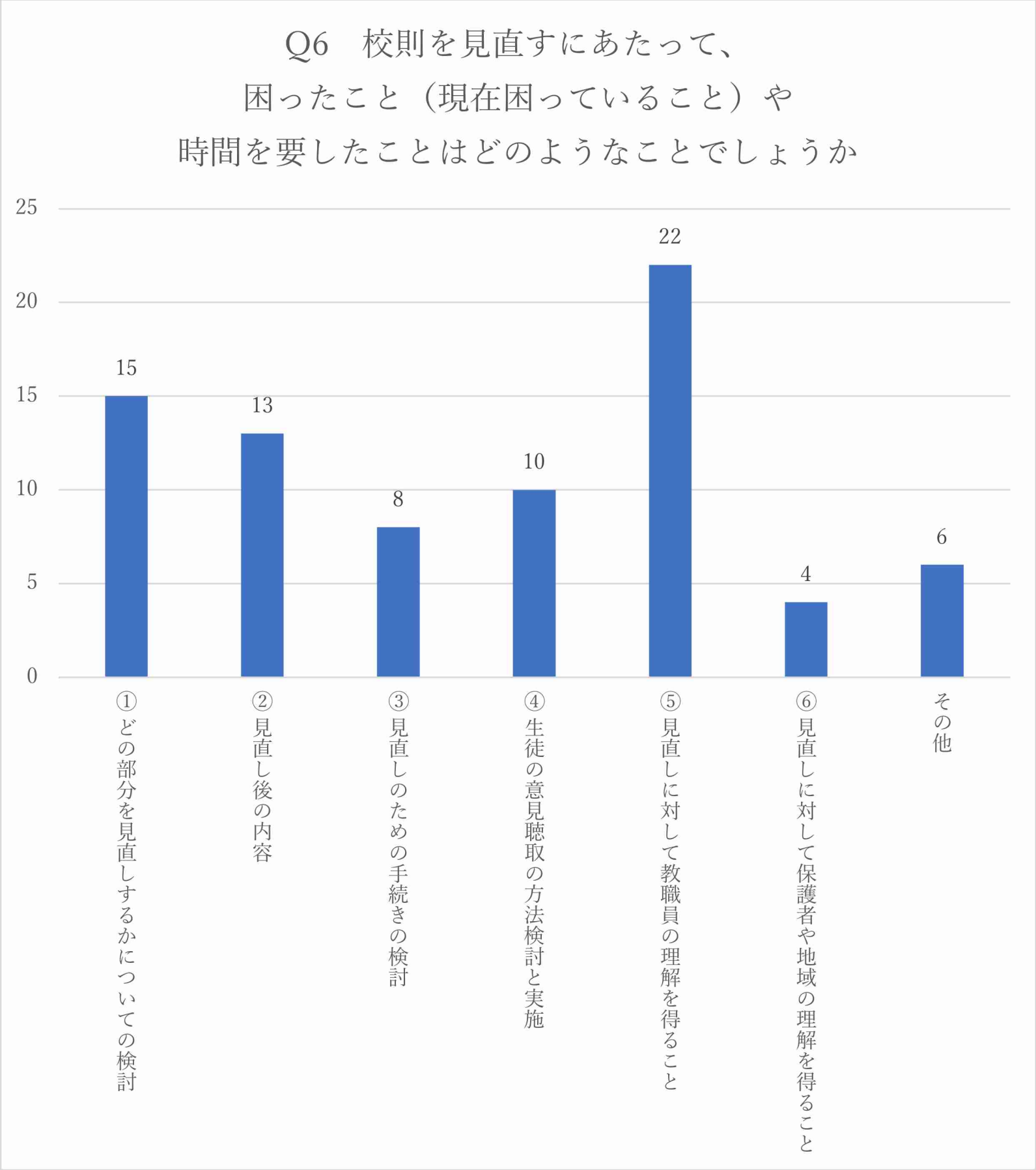
インタビューで聞かれた声

- 合理的に説明のつかない校則は撤廃すべきと考えていたところ、生徒指導提要でも校則の見直しを提言されていたから。
- 「なぜこの校則があるのか」という生徒の声に対して説明をできない校則があり、矛盾を感じる。
- 学校が荒れていた時代とは異なり、現在は校則で生徒を縛るメリットはない。
- 教員の研修でカタリバのルールメイキングの活動を知った。
- 保護者会で出た話を担任が生徒指導部に伝え、見直しへ進んでいった。
- 直接的なきっかけは外部からのアドバイスではあるが、教職員の中にも生徒への説明が難しいと感じる校則があったことが、取組みの実施へつながった。

分析

- ブラック校則を取り上げられるようになり、校則の必要性・合理性に学校・教師が向き合うようになった背景があったところに生徒指導提要の改訂がきっかけとなり、校則見直しに取り組み始めた学校が多い。
- 教育行政を含めた外部からの働きかけにより、学校が具体的な取組みを始める大きなきっかけになることが伺われる。

Q:校則を見直して困ったことや時間を要したこと



*複数回答可

1 その他の回答

- 就職先企業の理解を得ること(1校)

2 アンケート結果の分析

- 教職員が校則の見直しに積極的でないと思われる。
- 教職員だけでなく、保護者・地域・就職先企業等の学校外の立場から、どの内容であれば許容されるかが模索されている。
- 就職先まで含めた外部への配慮が必要だと考えていると思われる。

3 インタビュー

インタビューで聞かれた声

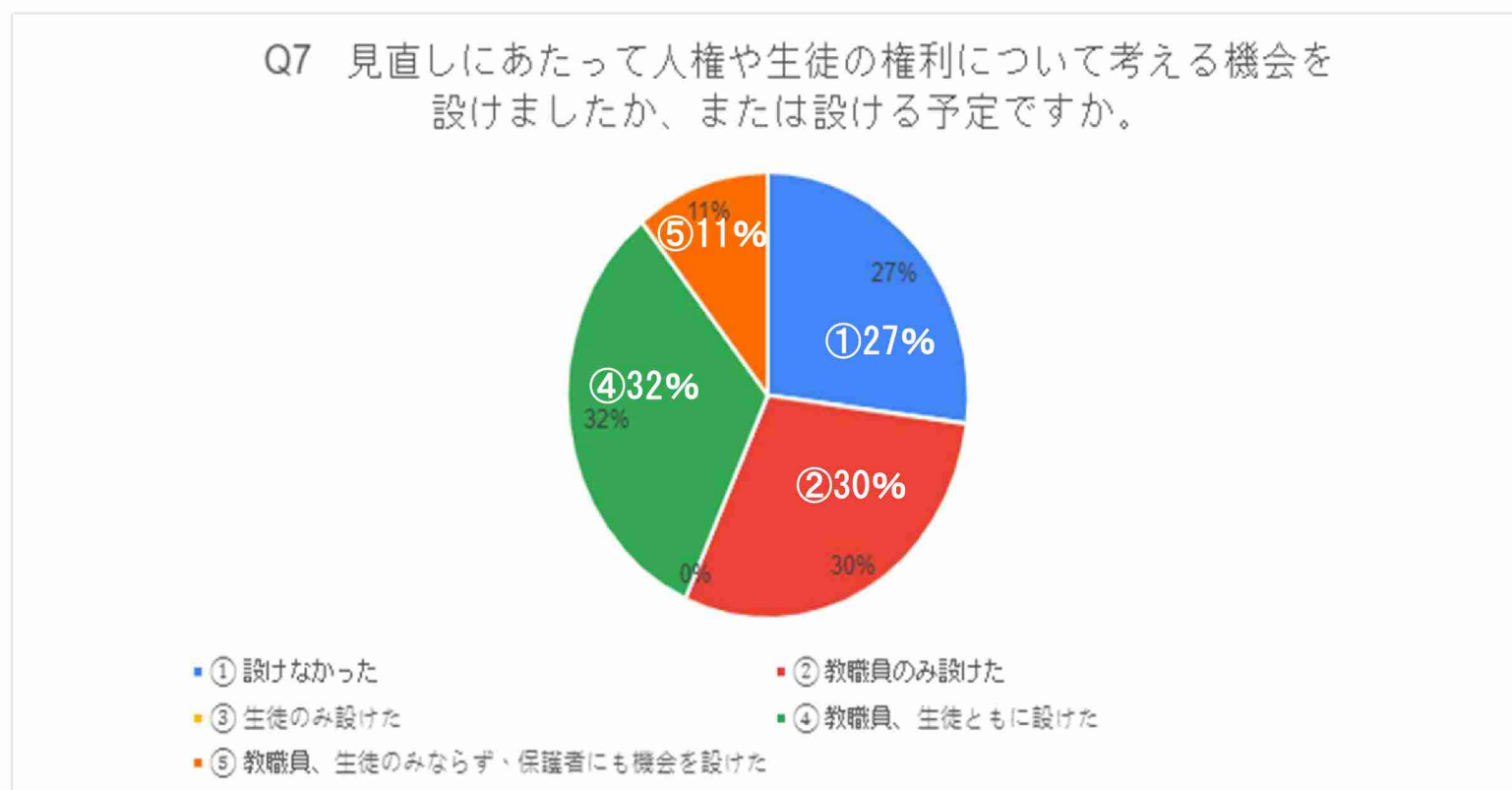
- 見直しに反対意見を持つ教員の理解を得ること（試行期間を設定し、説得力をもたせた。なぜ校則があるのかについての教員向けのレジュメを作って説明した）。
- 反対とまではいかなくても、「崩れすぎないか」を懸念する意見はあった。
- 一部の教員同士の関係がギスギスしたものになった可能性がある。
- 男性教職員の反対が強かった。
- 60歳前後の教員は学校が荒れていた時代を経験しているので、校則をゆるくするとあの時代に戻ると考えているが、現在は一見「悪くなさそう」な生徒が問題を起こすし、校則が撤廃されたから犯罪が起こるわけではない。
- 生徒を管理したい教員がいるのも事実
- 管理職以外は教員間で上下関係はないため、生徒指導主事の立場にあっても権限はない。今の校則を作った年長者に対して若手が忤度するという構図も散見される。
- 制服の変更には3年ほど要した（一般高校生から意見を集約、生徒の意見を聞いてイメージカラーを決定、生徒の居住地に応じた販売店の選定等）。
- スマホ利用を拡大することには保護者からも色々な意見があったが、スマホの使用を認めるメリットが大きいと、納得してもらえた。
- 見直し後の内容の決定（生徒が案を作り、教員の理解を得て、試行した上でルールを作成）
- 校則見直しに否定的な教員もいるが、懸念点を生徒に伝え、対策を生徒が考えるという方法で進めた。
- 担当する教諭が異動することにより、見直しに向けた動きが進まなくなる学校もある様子
- 学校の規模（生徒数・教員数）や教頭や校長の方針が大きく影響する。
- 他校やカタリバとの情報交換をして進めた。
- 見直すべき項目を決定する時点から教員の反対が強く、調整が難航した。結局、「できるところ」だけ見直す形にせざるを得なかった
- 反対派の教師は、慣習・先入観、新しいことに対する抵抗感、服装の乱れが生活の乱れという考え方
- 抽象的な懸念を挙げるだけで、具体的な議論とその対応策を考えるというところへ至らない。
- 生徒は、教師に受け入れられる案を考える傾向にあり、自分たちの主張や意見をあまり言わなかったため、生徒指導部が議論を誘導しなければならない場面があった。
- 校則を緩めることについて地域の理解を得られるかは、地域ごとに特徴がある。

- 教員への負担が大きい(忙しい業務時間の中で追加の仕事になる。反対派の教師との調整は望んでやるものではない)。
- 校則を見直した後で運用をどうするかというところは、時間をかけて試行錯誤している。
- 試行期間を設けると、見直しを実現するために生徒がしっかりする。

分析

- 学校内で見直しに否定的な意見を持つ教職員の理解を得ることが大きな課題となっている様子が窺えた。その背景には、教職員に子どもの権利について理解が不足していることが挙げられるが、生徒らが主体的に自らの世界を作っていくこと、教師がそれを理解し支援すること、その両面において生徒も教師も子どもの権利についての理解を深めることが必要であると思われる。
- 見直しに向けたエンパワーの方法として、他校との情報交換等、外部との交流が後押しになる可能性がある。
- 担当する教諭の負担を軽減し、異動の影響を受けないよう、継続的な見直しへの取り組みに関するガイドラインがあると学校は取り組みを進めやすいのではないか。

Q:人権や生徒の権利について考える機会



1 アンケート結果の分析

- 27%の学校で何の機会も設けられておらず、校則の見直しが「人権」や「生徒の権利」として意識されていない。
- 校則は生徒の権利を制限するものであるから、生徒に対して生徒自身が持つ子どもの権利についての理解を深める機会を設けることが必須であると考えられるが、半数以上の学校で生徒に権利を考える機会を設けていない。

2 インタビュー

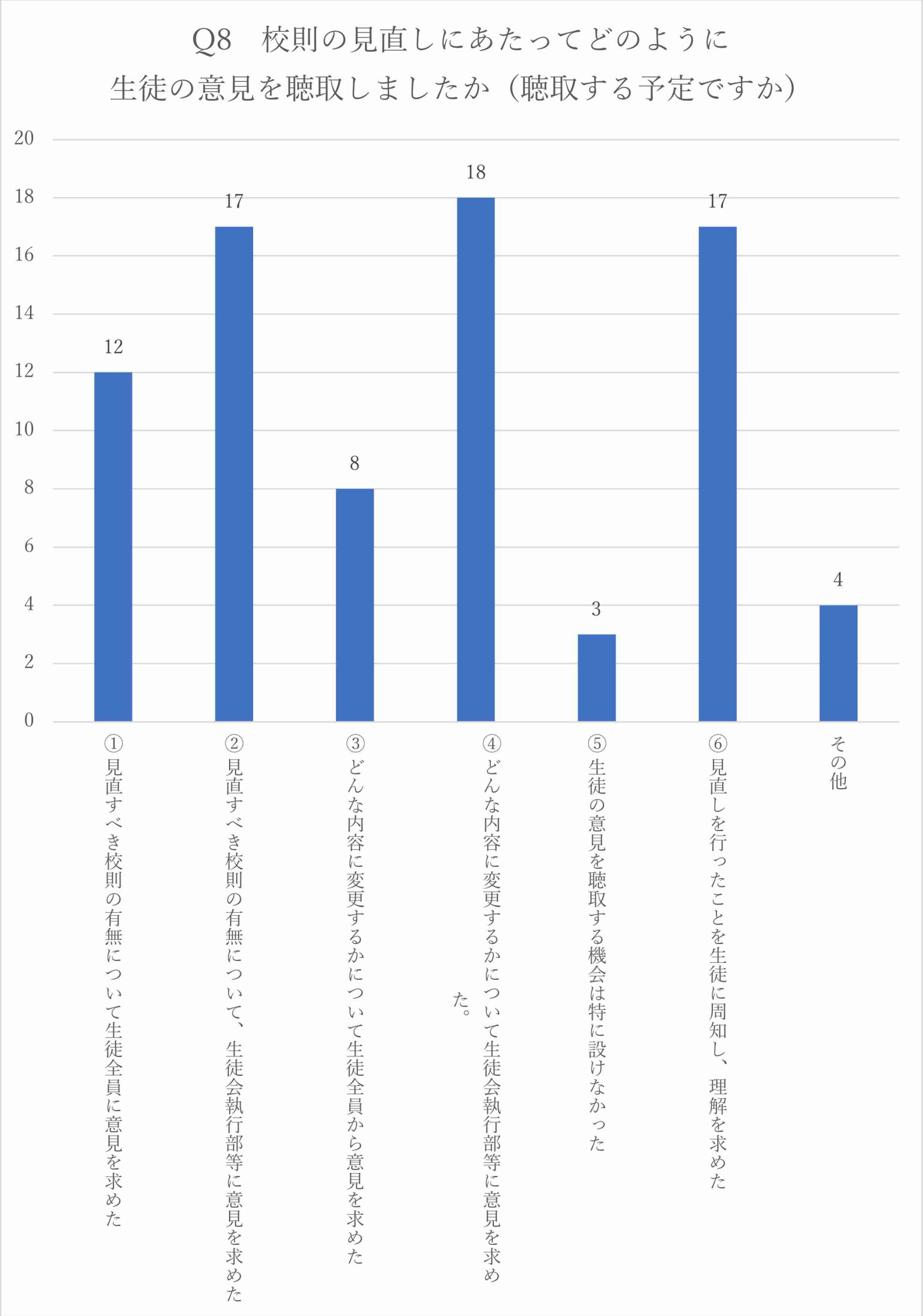
インタビューで聞かれた声

- 校則見直しとは無関係に教員向けに生徒の権利について研修した（SL による校則、いじめ、不登校研修）。
- 外部講師を招いて研修を実施した。

分析

- 見直しにあたって生徒からの積極的な意見表明や発信がない学校も多く、その背景には、生徒に意見を表明する権利があるということについての理解が、教職員のみならず生徒自身にも不足していることが考えられる。校則の見直しにあたっては、教職員については当然として、生徒に対してもその権利について理解を深める取り組みは必須と考えられる。もっとも、子どもの権利保障に関する取り組みに抵抗がある教職員も多く、まずは教職員に生徒の権利について理解してもらおうとする動きになった可能性がある。

Q:生徒の意見の聴取方法



*複数回答可

1 その他の回答(各1校)

- 生徒の意見を聴取する機会は設けなかった。
- 各クラスから1名風紀委員を選出して毎月会議を実施
- 生徒会執行部が全校生徒から意見を募り教員に提案
- 地域住民へのヒアリング調査

2 アンケート結果の分析

- 生徒の意見は、生徒会執行部等を通して聴取している学校が多い(見直すべき校則の有無、どんな内容に変更するのかのいずれについても全生徒に意見を求めた学校は5校、見直すべき校則の有無については全生徒から意見を求め、どんな内容に変更するのかについては生徒会執行部等に意見を求めた学校は4校、見直すべき校則の有無、どんな内容に変更するのかの両方もしくはいずれかについて生徒会執行部等のみから意見を求めた学校は15校)。
- 見直すべき校則、見直し後の内容のいずれについても全校生徒から意見を聴取した学校は少なく、生徒の意見の聴取方法が多数の多様な生徒の意見を集めることにつながっているかの検証は必要であると感じた。
- 事前の意見聴取を行わず、事後的な周知のみを行った学校は3校であり、事後的な周知のみを行った場合、生徒が見直しの過程に参加できず、校則に生徒の声が反映されない可能性が高い。

3 インタビュー

インタビューで聞かれた声

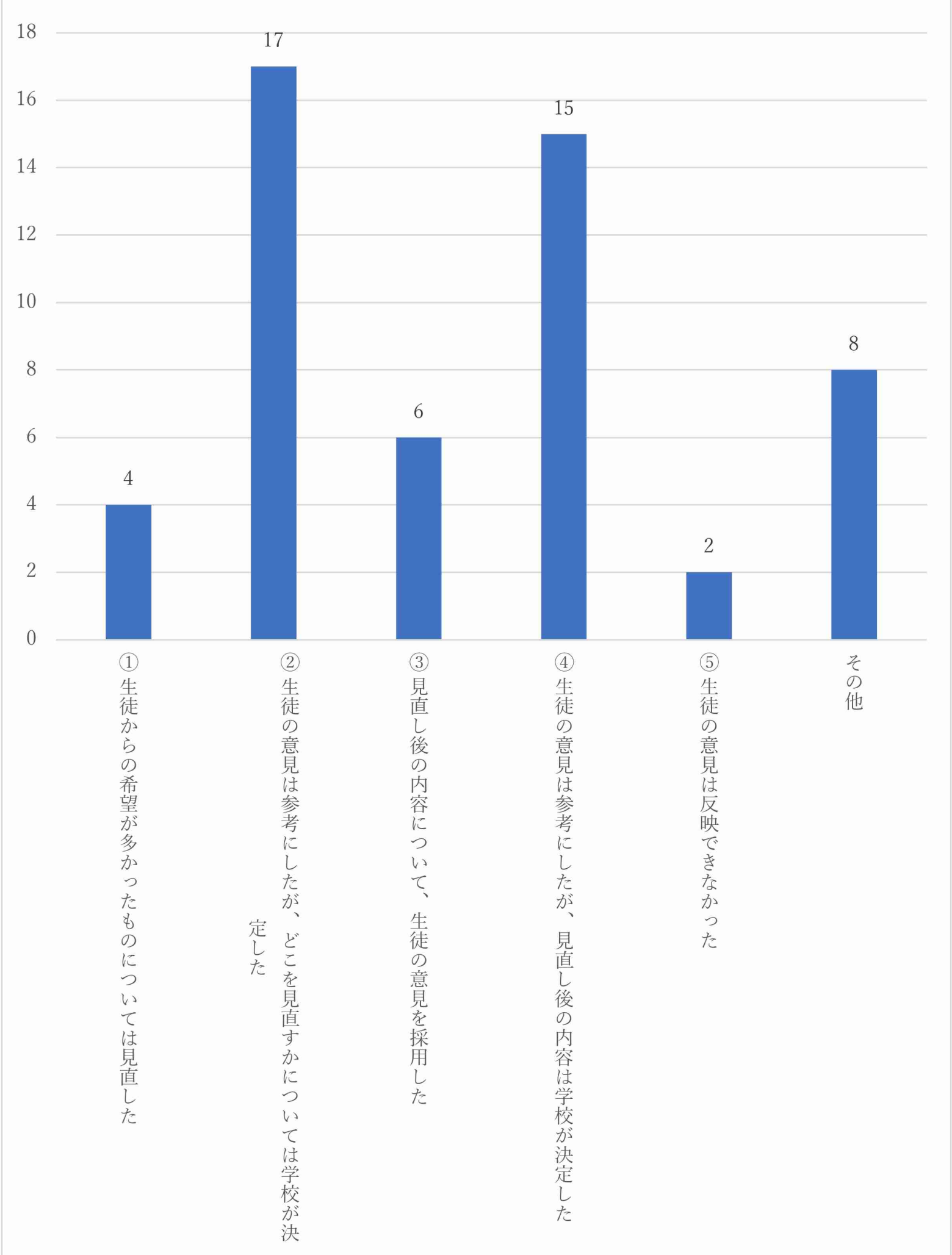
- ルールメイキングプロジェクトを立ち上げ、そのメンバーを公募した。取り組む事項、変更する内容についてプロジェクトの生徒が協議し、協議の過程で全校生徒からもアンケートをとったことがある。その際のアンケートもプロジェクトの生徒が作成した。全校生徒へのアンケートは授業中に取り組んだ。
- アンケートをとって生徒の意見を聴取したが、アンケートの取り方についても教職員の意見が分かれた。自由に意見を言わせるべきではないという考えの教員もあり、自由記載欄の有無やその大きさ・位置についてまで調整が必要だった。
- 生徒会執行部をメンバーに加えた協議の機会を持ち、そこで決定している。

分析

- 教職員の側に生徒の意見表明についての理解が不足しており、校則について自由に生徒が意見を言うということに対する抵抗感を払拭する必要性が高い。教職員側も、自由に意見を言わせることで学校全体が乱れてしまうのではないかとの不安があると思われる。

Q: 生徒の意見の反映

Q9 生徒から聴取した意見を、
実際の見直しにどのように反映させましたか



*複数回答可

Ⅰ その他の回答(各1校)

- 全校生徒と全職員にアンケートを実施し、それを元に生徒会役員と担当教員で議論を繰り返して決定
- ルールメイキングプロジェクトを立ち上げて議論を積み重ねた。
- 生徒からの意見はなかった。
- 生徒・教職員の双方が納得する部分を見直した。

2 アンケート結果の分析

- 生徒から意見を聴取するが、最終的には学校が決定している学校が多い。
- 生徒の意見を採用している学校もある。

3 インタビュー

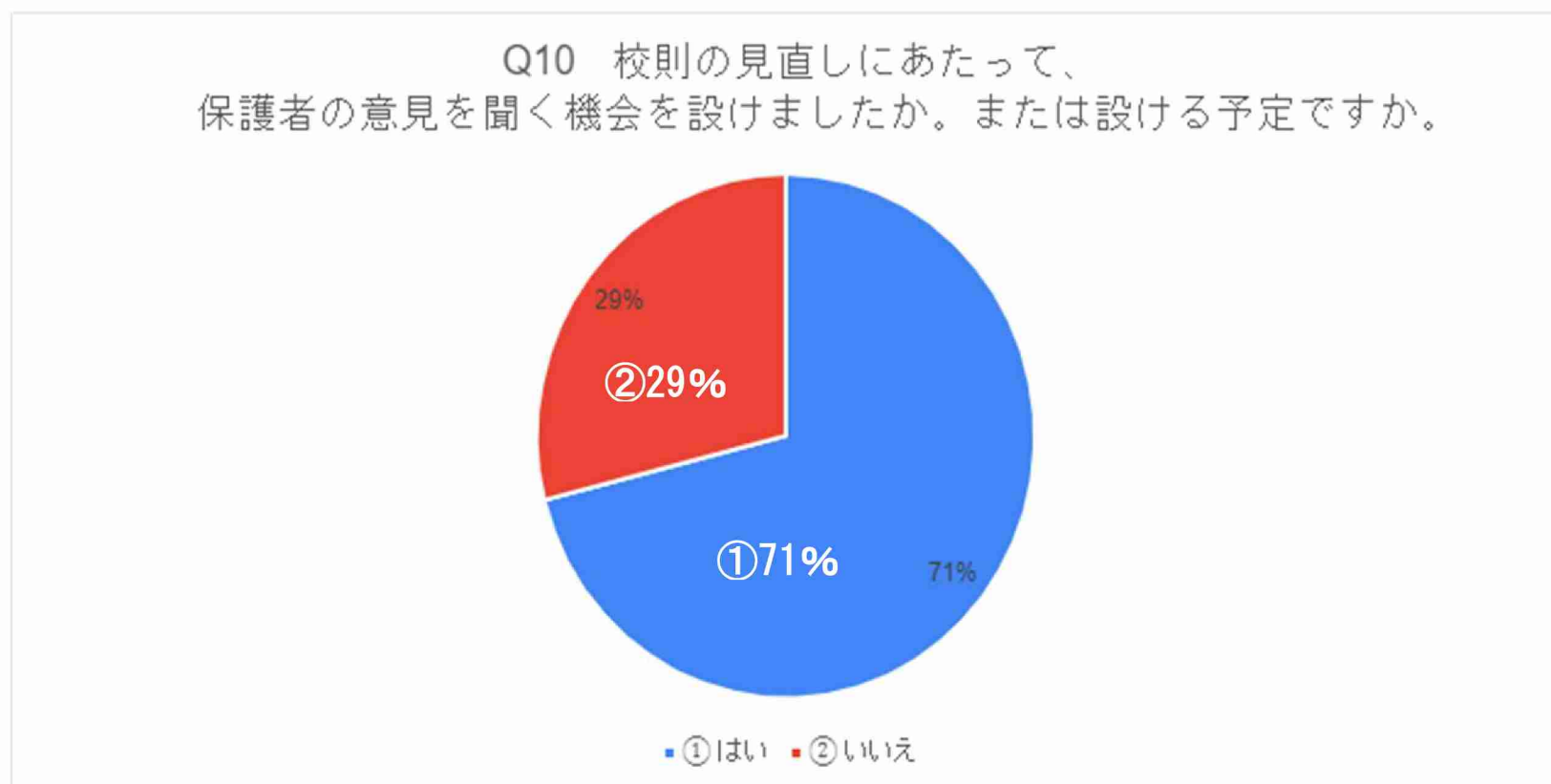
インタビューで聞かれた声

- ルールメイキングプロジェクトに参加している生徒で協議し、その結果を担当教員を通じて学年主任会へ伝え、教員の意見を聞いた。教員から出た意見をまたプロジェクトの生徒にフィードバックした。生徒が変更内容を決定し、説明資料も生徒が作成した。
- アンケート結果を踏まえて生徒会が見直し案を検討したが、教員の反対意見がある内容については「落としどころ」を探そうとする傾向があった。
- どのように生徒の意見を吸い上げていくかが今後の課題であると考えている。

分析

- 生徒から意見を聞くが、実際の見直しには反映されないということがないように、生徒の意見の反映方法については、一定の指針が必要なのではないかと思われる。

Q:保護者の意見



1 アンケート結果の分析

- 保護者の意見も聞いている学校が多い。

2 インタビュー

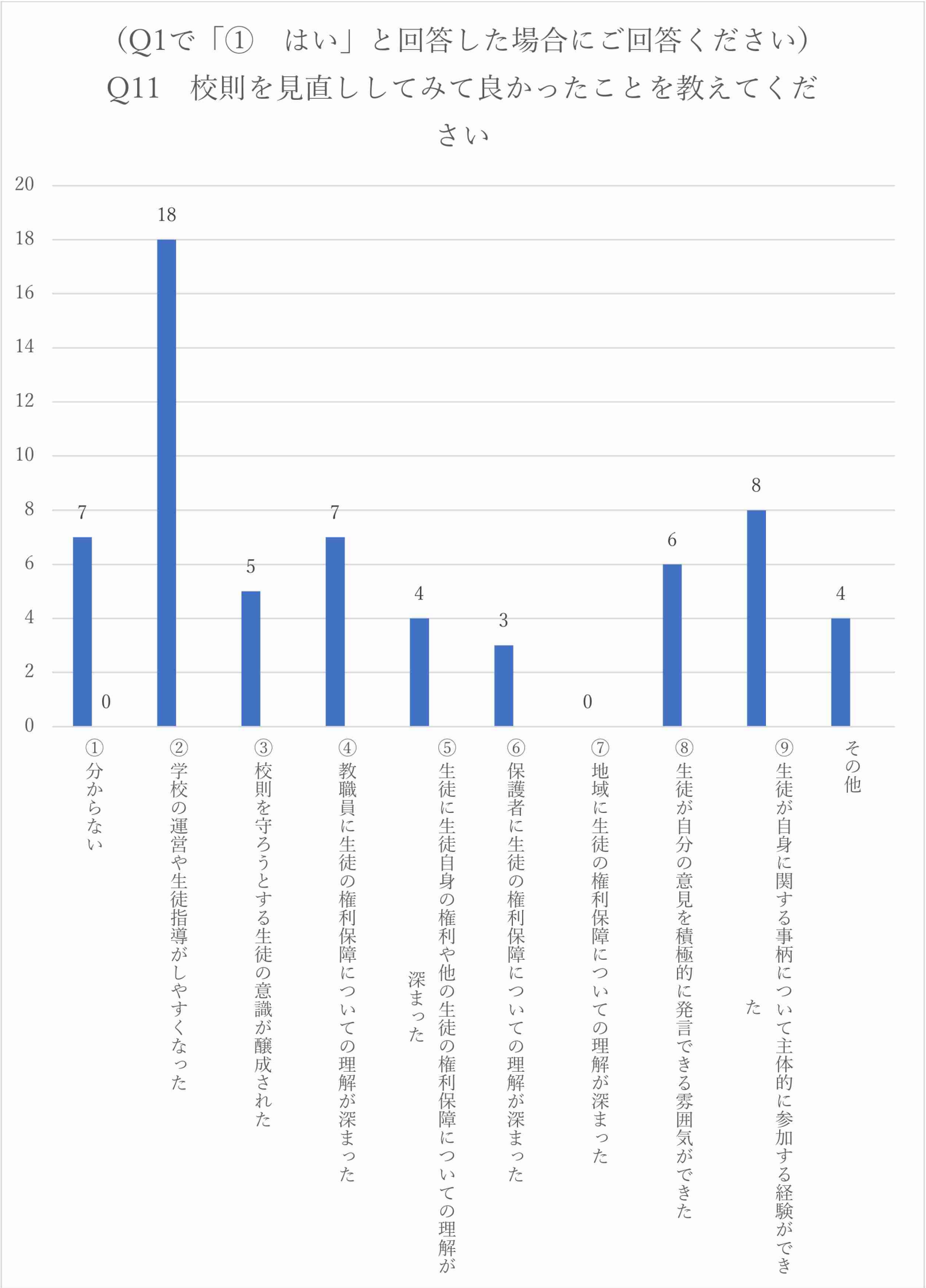
インタビューで聞かれた声

- アルバイト関係のルールなど変更する内容によっては保護者からの意見も集めた。
- 保護者からの事前の意見聴取は行っていないが、PTA には見直しの状況を伝えた。PTA から意見は出なかった。
- インターンシップ先の企業にアンケートを実施した。

分析

- 保護者の意見を聞くべきかどうかについては、変更しようとするルールの内容にも影響されるのだと感じた。

Q:校則を見直ししてみて良かったこと



*複数回答可

1 その他の回答(各1校)

- PTA 役員会にも校則の変更を図ったことで、会員との信頼が深まった。
- 上記内容も該当する一方で自分勝手な考えを持つ生徒も増えた。
- 必要な見直しを加えたにすぎない。

2 アンケート結果の分析

- 校則見直しは、学校にとってもメリットのある様子
- 生徒が意見を表明し、主体的に参加する教育的機会にもなる。
- 「自分たちが決めた校則だから」守る意識が高くなる一方で、根底に権利についての理解がなければ、それが他の意見や考えを排除・認めない方向に働きかねない。
- 学校の運営や生徒指導がしやすくなったという回答が半数であるが、意見聴取の過程や生徒の意見の反映の程度などは考慮せず、「生徒の意見を聴取して見直した校則である」ということが生徒や保護者を納得させるための材料になっていないかという危惧がある。
- 生徒が参加して決めたということがかえって少数意見の廃除につながっていないかに注意する必要がある。

3 インタビュー

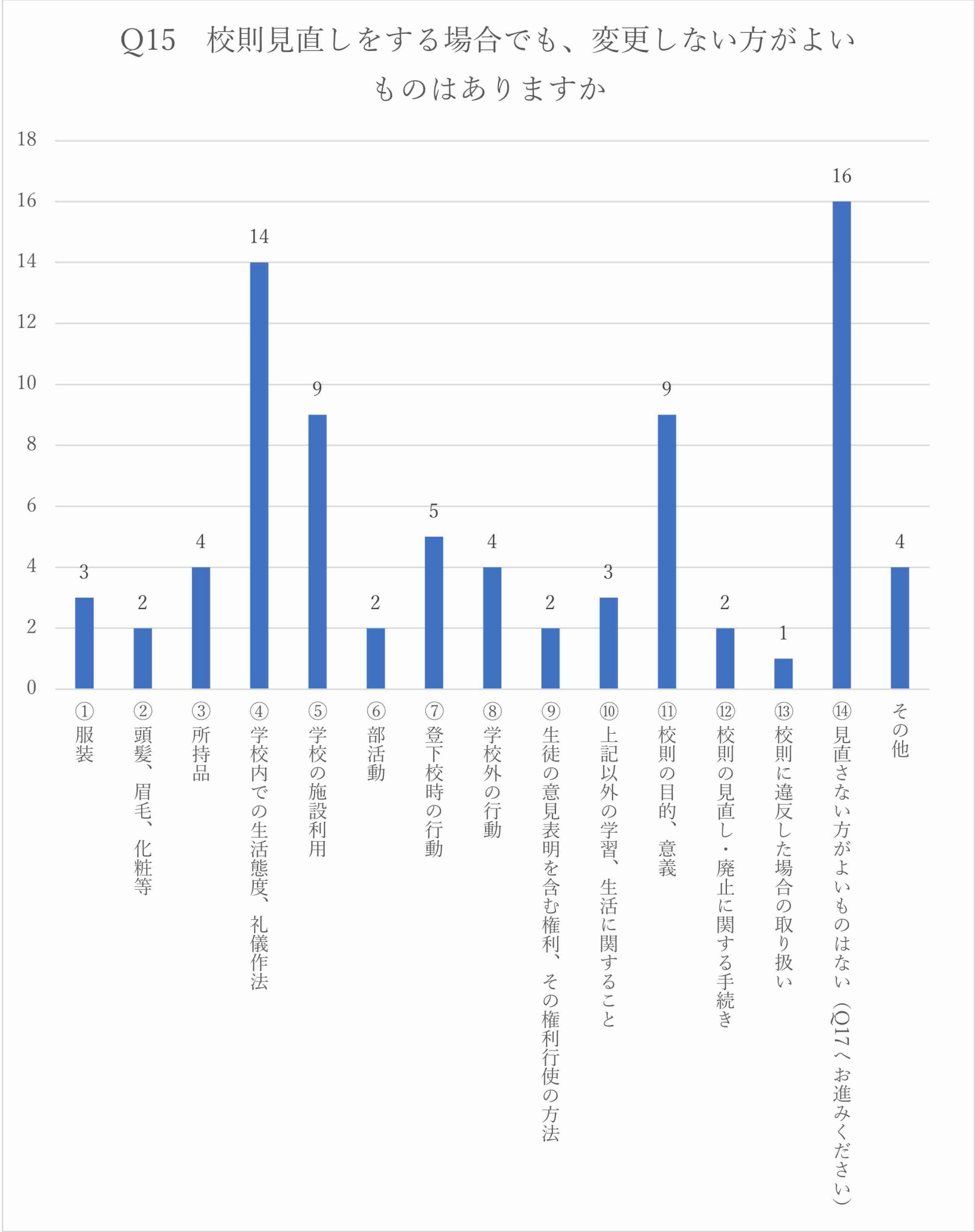
インタビューで聞かれた声

- ルールメイキングを通じて、生徒が考える機会が増えている。単に定められたルールだからという理由では受け入れなくなっている。
- 魅力的な学校作りに役立っている。
- 制服を変更したことによって、女子の入学者が増えた。
- 髪の毛の長さについて生徒の指導が必要なくなり、教員の負担軽減につながった。
- 生徒が、自分たちが決めたルールだから守らなければならないと考えるようになった。

分析

- 校則見直しを通じて生徒が意見を出すことができ、その意見が実際に反映されるという体験を通じて生徒自身の意見を言う力、考える力が養われることがわかる。
- 不要な校則が廃止されることで生徒指導の機会が減り、教員の負担軽減にもつながることがわかる。

Q:変更しない方がよい校則



*複数回答可

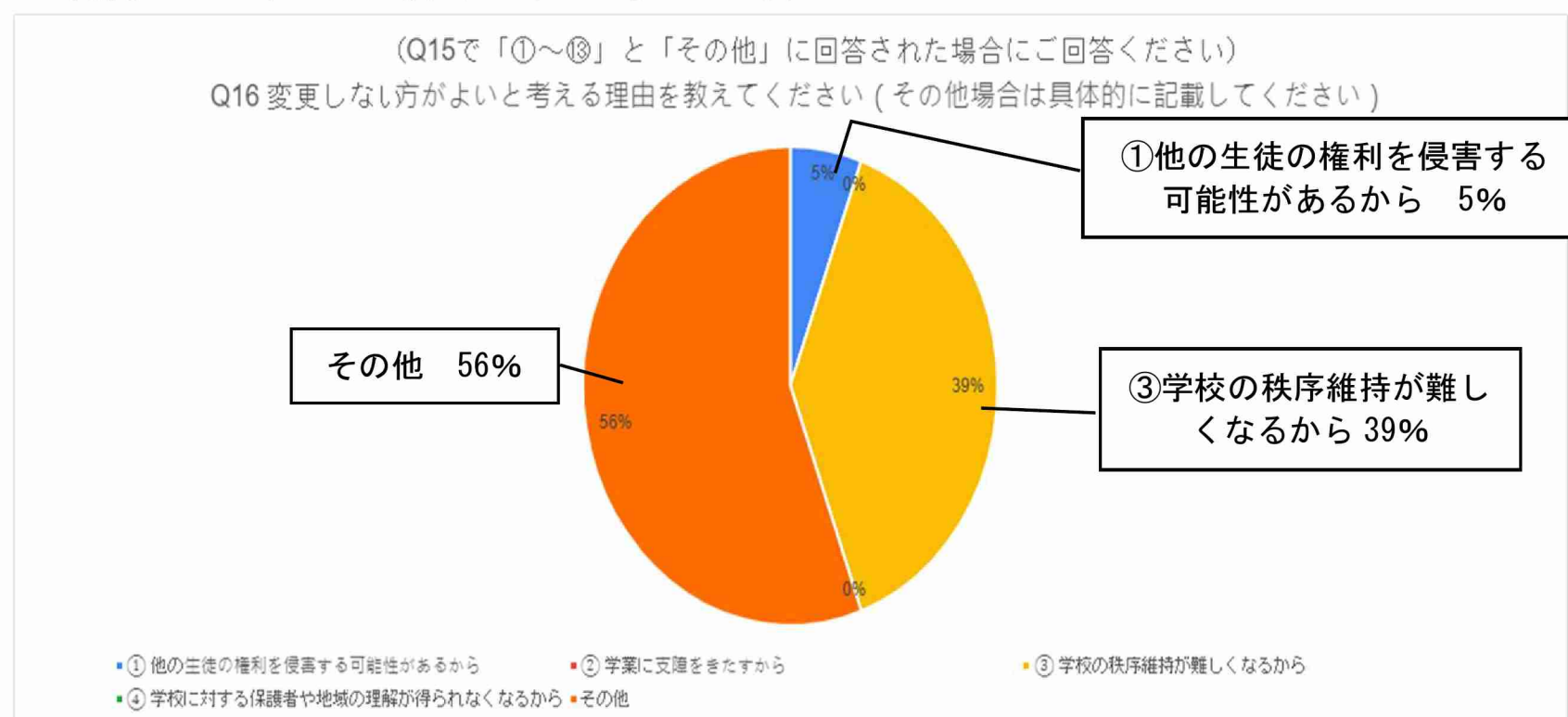
1 その他の回答(各1校)

- 校則に違反した場合の取扱い
- 一概に言えるものではない。
- ケースバイケース
- 学校の実態による。

2 アンケート結果の分析

- 学校内での生活態度・礼儀作法は、校則で定める必要性がある内容なのかを検討すべき事項であると思われる。
- 変更しない方がよいものを回答した学校の多くが、学校での生活態度、礼儀作法、学校の施設利用、校則の目的、意義となっている。「校則の目的、意義」に関してどのような内容で定められているかにもよるが、学校の秩序維持に関する定めに関わる事項を変更しない方がよいと考えているものと推測される。
- 回答を寄せてくれた学校の約半数が「見直さない方がよいものはない」と回答しており、状況やニーズに応じて、あらゆる校則を視野に入れ、見直しを検討しようという姿勢が伺える。

Q:変更しない方がよい校則があると考える理由



1 その他の回答 (各1校)

- 学校の教育目標を達成するため
- 校舎等は県の施設だから
- 校則の意義や目的は国が指針を定めているから
- 学校の教育目標、風土、設立の意義等に関わる問題でもあるから
- (校則の目的、意義は) 変わらないものだから
- 学校の実態によっては変更しない方が他の生徒の権利が守られることもあるため

2 アンケート結果の分析

- 学校は校則による制限をなくすと学校の秩序が維持できなくなると考えているが、それが具体的かつ現実的な懸念なのかを慎重に検討する必要がある。
- 学校が、学校の秩序維持を重視するとともに、校則に学校の秩序維持機能を求めていることが窺える。

3 インタビュー

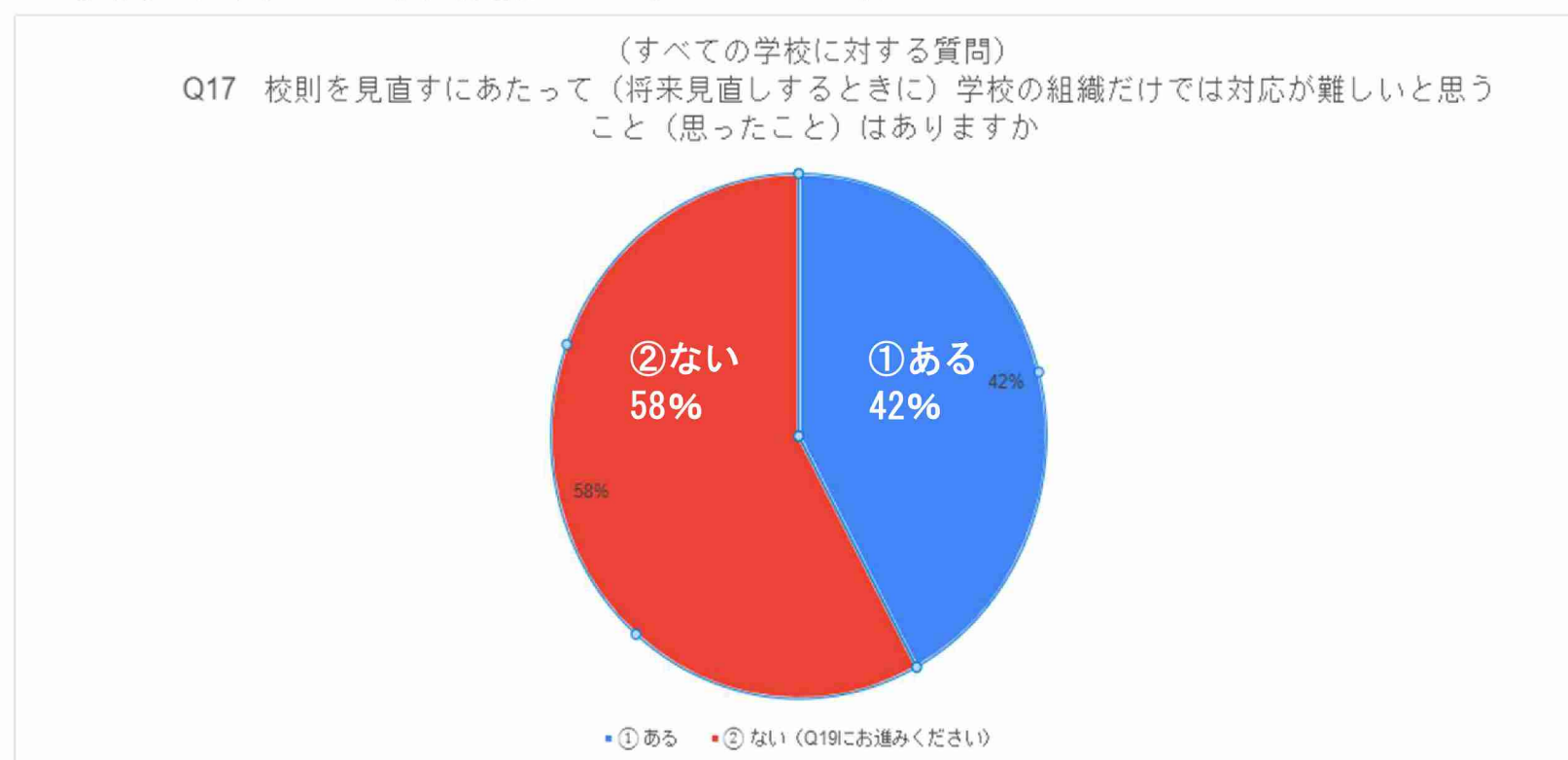
インタビューで聞かれた声

- 生徒たちはやがて社会へ出ていくので、そこにつながるようなルール作りができればと思う。
- 校則を変化させることで、学校の風紀が乱れたり、生徒の生活が荒れたりするのではないかという不安がある。
- 特に髪型や服装、身だしなみ (染髪やアクセサリー等を含む) については、どこまで校則に規定するのが適切か、教職員間でも意見が分かれる。

分析

- 校則の規定について、教職員間でも意見が異なる背景には、校則での規定がなくなると生徒指導の基準が不明確になり、生徒指導がやりにくくなることへの懸念があるように思われる。

Q:学校の組織だけで校則見直しに対応するのが難しいこと



1 アンケート結果の分析

- 寄せられた回答の約 4 割が、学校組織だけでは校則見直しへの対応が難しいとされており、学校の負担軽減と適切な校則見直しのために、校則の見直しにあたって学校が活用することのできる連携先・相談先が必要と思われる。

2 インタビュー

インタビューで聞かれた声

- 見直しに反対する教職員にも校則見直しの必要性を理解してもらうため、各教職員が理解把握しておくべきことは、教育委員会から周知徹底を図ってほしい。
- 学校の中だけの価値観で決めることには限界がある。今後見直しを進めていく上では、教員も生徒も研修が必要だと思う。
- 生徒自ら学外の民間団体と連携しつつ、校則の見直しに取り組んだ。学校側も生徒と民間団体(ないし他校の生徒)との連携を受容的に受け止め、教職員と生徒が連携しながら校則を見直すためのシステムを作り上げた。

分析

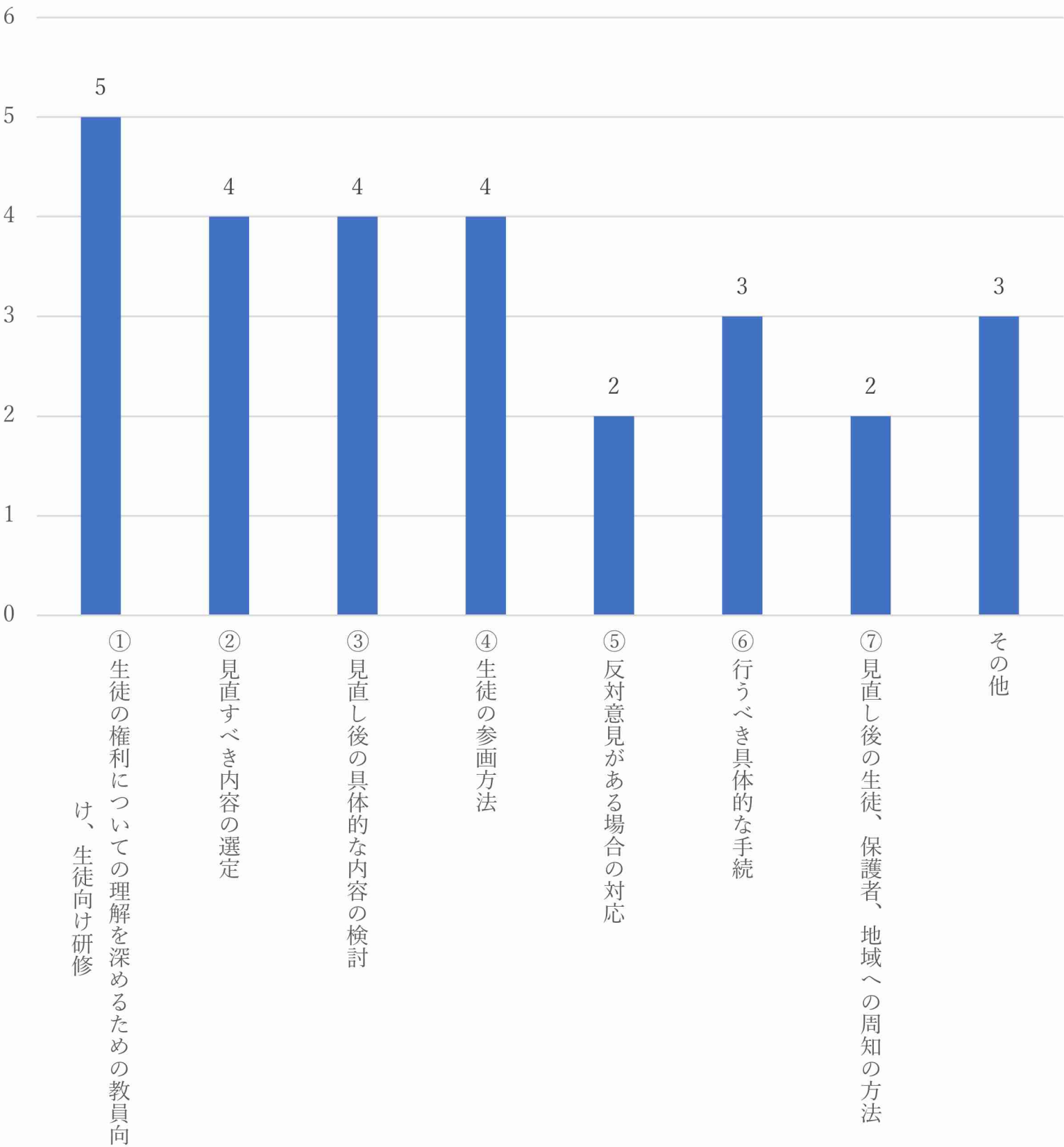
- 校則見直しのシステム作りは、これまで学校が経験したことのないものであり、学校組織だけでは対応が難しいものと思われる。
- 学校や教職員が頼ることのできる適切な連携先・相談先が必要である。

Q:学校だけで校則見直しに対応するのが難しいと思う手続

(Q17で「① ある」と回答された場合にご回答ください)

Q18 難しいと思うのは見直しの手続きのどのような部分ですか

(複数回答可。その他場合は具体的に記載してください)



*複数回答可

1 その他の回答(各1校)

- 見直し後の地域の理解
- 違反した生徒への指導について
- マスコミ等からの全てがブラック校則かのような言い方の過熱報道

2 アンケート結果の分析

- 回答を寄せてくれた学校の約3割が「生徒の権利に関する研修」と回答しており、学校が校則の見直しにあたって、改めて生徒の権利をより深く理解する必要性を認識しつつも、そこに困難さを抱えていることが窺われる。
- 生徒が参画しながら、複数の意見を調整し、校則の内容を確定していく手続など、学校が校則を見直すにあたって難しいと感じる点は多岐にわたっていることから、学校に対する適切な支援がなされることの必要性が窺える。

3 インタビュー

インタビューで聞かれた声

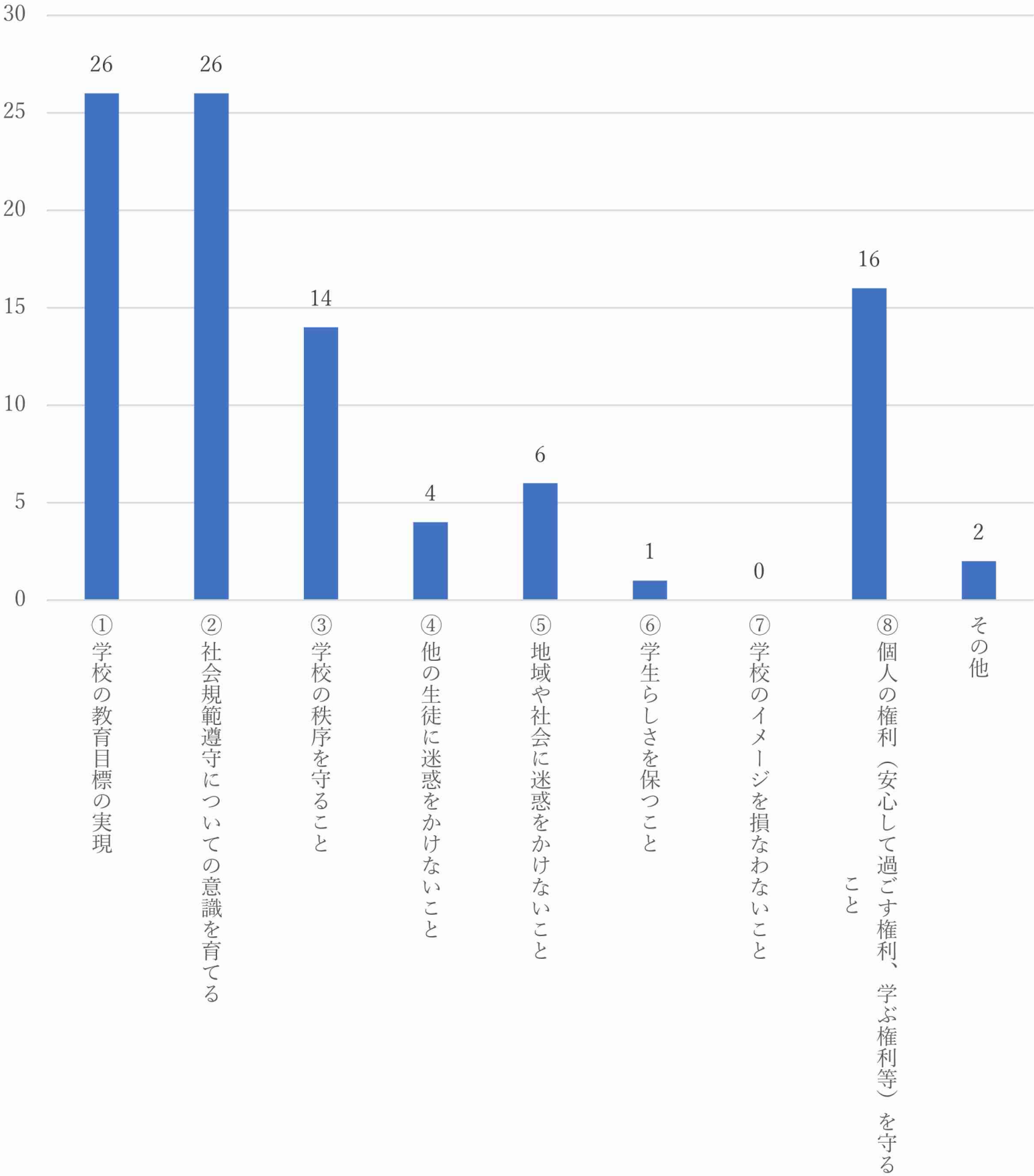
- 校則の見直しにあたって、生徒の権利に関する研修を行ったことのある学校はなかった。
- 生徒の参画の方法としては、Q17記載のような一定のシステムを作り上げた学校もあれば、生徒会が中心になったり、全職員・全校生徒へのアンケートを実施したり、従前から存在した議会制度を活用したりなど、種々の方法が採られていた。
- 大規模校では、全校生徒アンケートを行うと、その集計や意見の集約が困難であるとの声が聴かれた。
- 選択肢外の観点ではあるが、校則見直しにあたっての教職員の負担について尋ねたところ、教職員が非常に多忙で、校則の見直し作業を行うことに負担感があるという声が聴かれた一方で、教職員が変わらなければいけない時代になっているという声も聴かれた

分析

- 校則見直しの手続について、学校の規模や既存のシステム等を踏まえ、その学校に適切な方法を模索している様子が窺えた。
- 非常に多忙な教職員や学校の助けとなる適切な連携先や相談先が必要である。

Q:校則の意義

Q19 校則の意義について、生徒指導提要には「児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの」と記載されていますが、貴校においてはその具体的な内容をどのように考えておられますか



*主なもの 3 つまで

1 その他の回答(各1校)

- 学生らしさを保つこと
- 生徒に自らを大切にすることとは何をすることなのかを正しく理解させること
- 全て必要

2 アンケート結果の分析

- 「社会規範」遵守の意識を育てる前提として、その社会規範の妥当性を検討することも必要
- 校則が、学校の教育目標を実現する過程で(中略)、最終的には校長により制定されるものとされている以上、学校が「教育目標」の内容をどのように設定するかによって、校則の方向性も変わりうるということを意識する必要がある。
- 回答を寄せてくれた学校の7割近くが「学校の教育目標の実現」と回答し、6割以上の学校が「社会規範遵守についての意識を育てる」と回答している。次いで、個人の権利を守る、学校の秩序を守るという回答が寄せられた。
- 校則の見直しにあたっては、校則の具体的な内容が、校則の意義や目的に照らし、必要かつ相当で、合理的であるかを検討することが必要だが、それと同時に、学校の教育目標や社会規範の相当性についても問い直す姿勢も大切にしたい。

インタビューで聞かれた校則見直しの例

1 スマホ利用の見直し

スマホ利用禁止だったものを、学校行事のときにスマホでの記念撮影OKとする内容へ見直しを検討し始めた。

体育大会で試行した後、アンケートやインタビューを行い、文化祭に向けてさらに内容を工夫していった。

現在は、カメラ機能だけOKとしているが、カメラ機能以外を使っているのではないかとされる生徒がいないわけではないが、特に問題は起きていない。

見直しに取り組む生徒が、使用OKの行事の際に、どういうときに使用できるかなどの注意事項を生徒や保護者に伝えた。

2 アルバイト

禁止から届け出制へ変更した。

見直しにあたり、全生徒の保護者の意見も集めた(ペーパー配布で、QRコードで回答を集めた)。

また、高校生のアルバイトのニーズを調査する目的で、生徒が地域住民へのヒヤリング調査を行った(アルバイトとして必要という回答が100%だった)。